

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年9月

D.i.System

株式会社ディ・アイ・システム

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式311,100千円（見込額）の募集及び株式186,660千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式82,838千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年9月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ディ・アイ・システム

東京都中野区中野四丁目10番1号

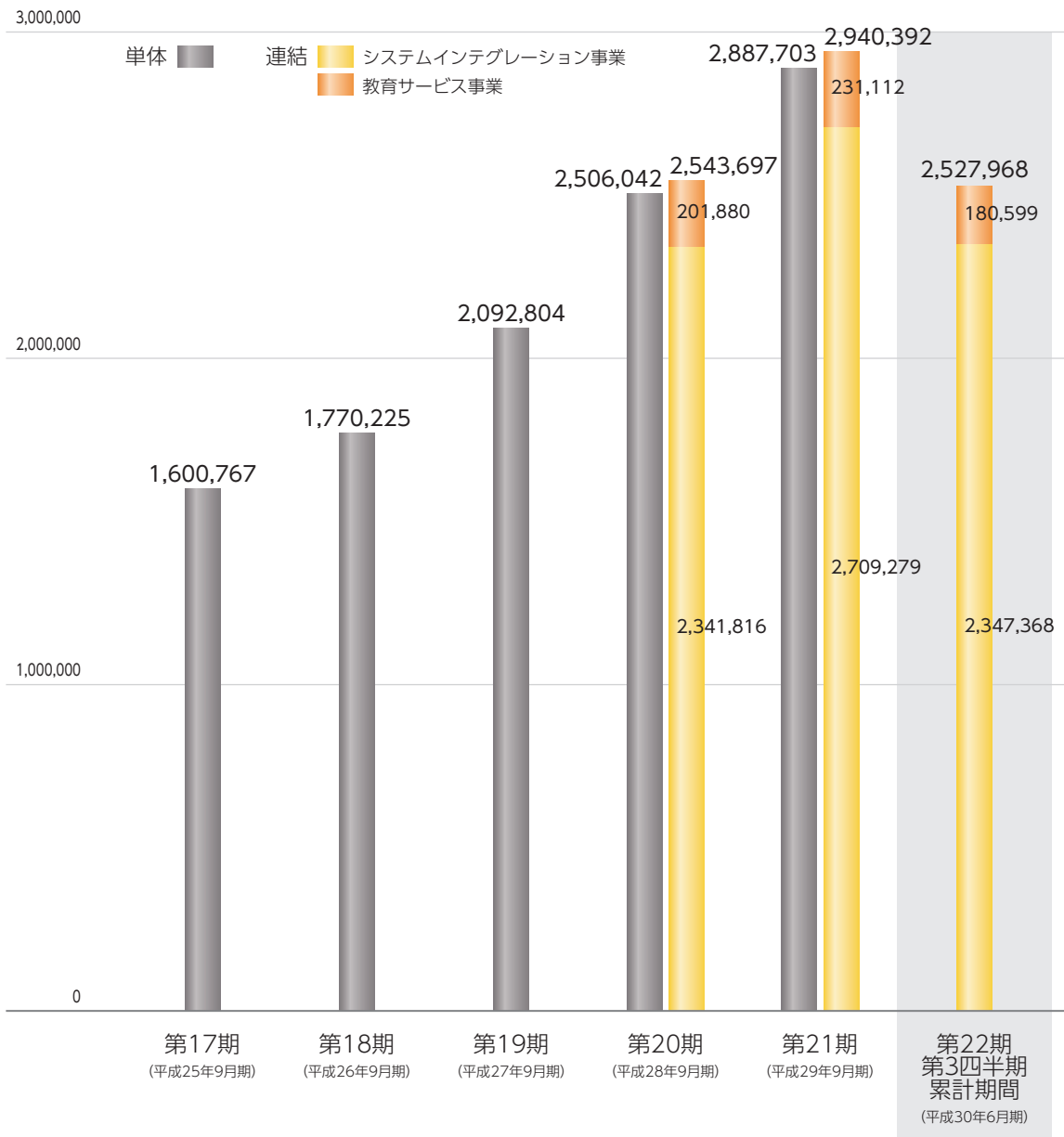
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社グループは、独立系の情報サービス企業として当社及び連結子会社1社により構成されており、システムインテグレーション事業及び教育サービス事業を営んでおります。

売上高構成

(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 事業の内容

1 システムインテグレーション事業

システムインテグレーション事業では、エンドユーザ、エンドユーザの情報システム子会社、通信事業者、当社と同業となるシステムインテグレーション事業者（注1）に対しまして、IT通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種に対応した業務用アプリケーションの設計開発業務、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務を中心に行っております。

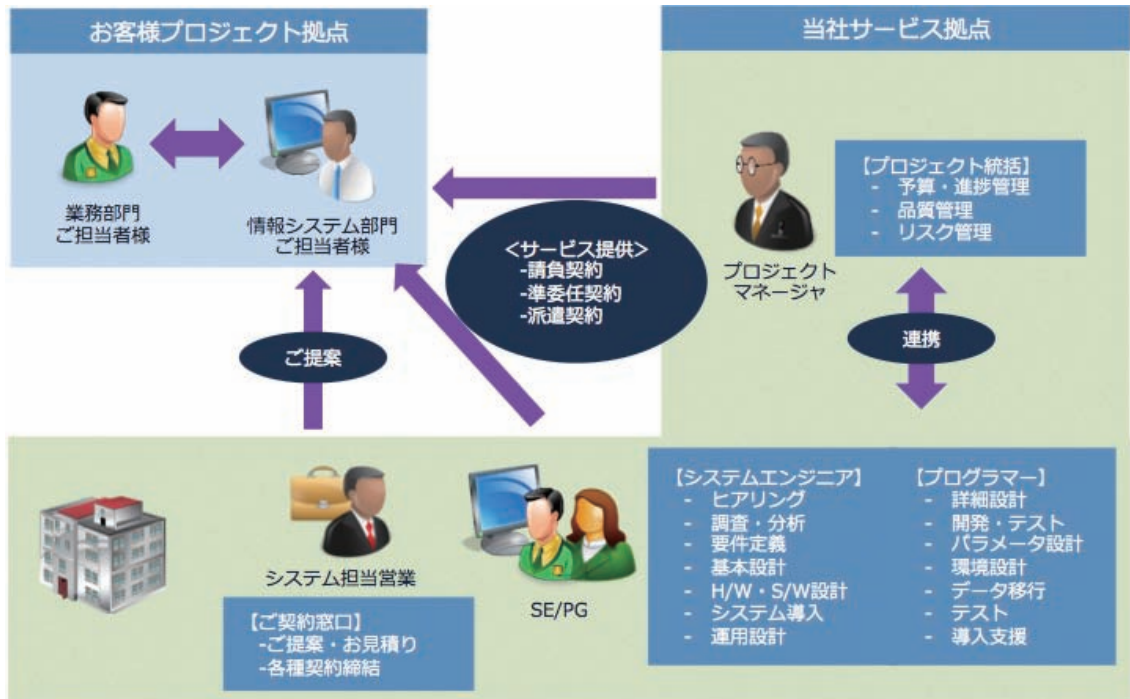
サービス提供形態としましては、顧客要望を確認の上、派遣契約にて顧客の事務所内に人材を常駐させて作業を行う方法や、請負契約にて作業を一括して請負う方法等を採用しております。

①業務用アプリケーションの設計開発業務

売上管理、顧客管理、購買管理、生産管理等の顧客業務を効率化するための業務用アプリケーションの設計開発業務を行っております。

上記の設計開発業務におきましては、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、スクラッチ（注2）でのシステム設計開発業務、ソフトウェアパッケージ製品を利用したシステム設計開発業務を提案・対応しております。

[業務用アプリケーションの設計開発業務 概略図]

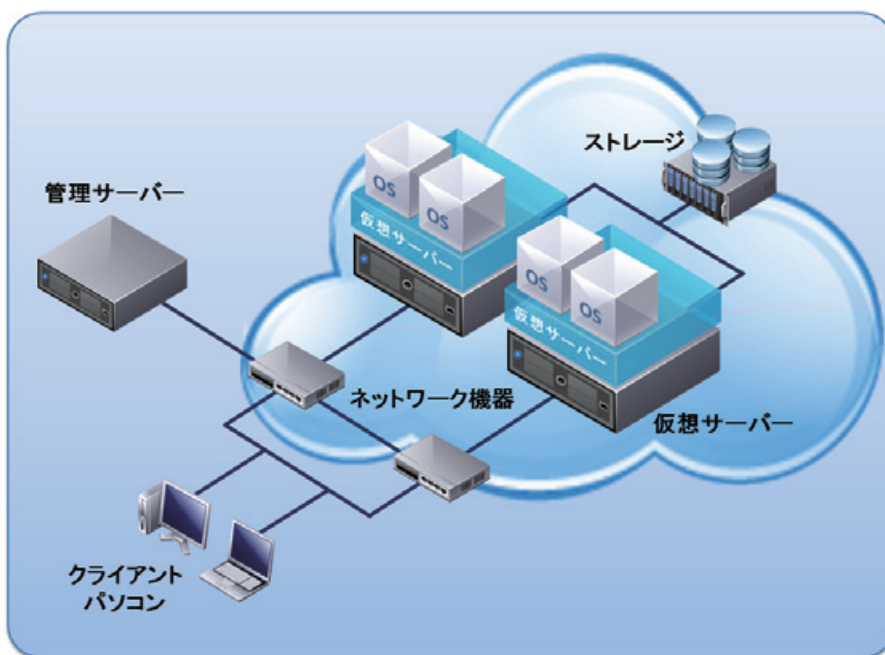


②インフラシステムの設計構築業務

IT基盤において、「想定されたユーザが確実にシステムを使用できること」に加えて、「想定されたユーザ以外、システムを使用できない」ことを達成するために必要となる情報を管理する各種サーバ、ネットワーク、ストレージ等で構築するインフラシステムの設計提案業務を行っております。

業務用アプリケーションの設計開発業務と同様に、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、各種メーカーの機器選定を含めましたシステム設計構築業務の提案・対応を行っております。

[インフラシステムの設計構築業務 イメージ図]



③業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務

業務用アプリケーション・インフラシステム共に運用段階において、顧客はシステム導入した効果を享受することになります。一方、業務用アプリケーション・インフラシステムの適切な運用のためには、システムの運用監視、データ投入・解析、保守開発、機器メンテナンス等の運用保守が必要となります。

当社グループは、上記①、②にて納品いたしました業務用アプリケーション・インフラシステム及び他の事業者が納品したシステムに対しまして、顧客が期待した通りの効果を享受できるように運用保守業務の提案・対応をしております。

- (注) 1. システムインテグレーション事業者とは、情報システムの企画、設計、構築、運用保守業務を行う事業者をいいます。
2. スクラッチとは、ソフトウェアパッケージ製品等を利用せずに、最初から全てのシステムを設計開発することをいいます。

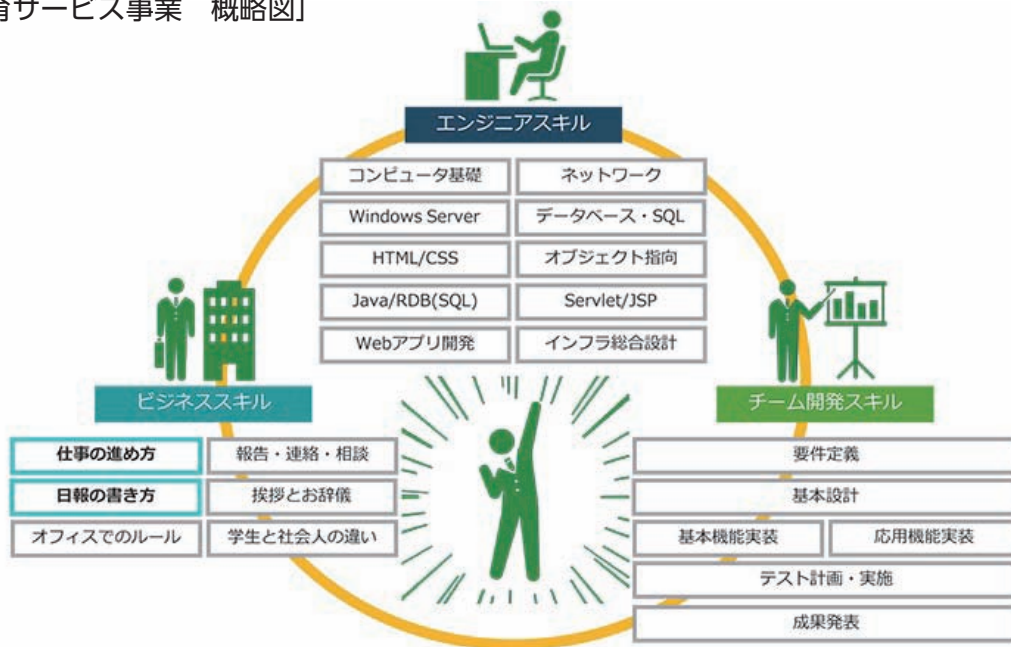
2 教育サービス事業

教育サービス事業では、エンドユーザ（ITエンジニアに育成することを前提に人材採用をした企業）、エンドユーザの情報システム子会社、エンドユーザの教育サービス子会社、当社グループと同業となる教育ベンダ（注3）に対しまして、コンピュータ言語、データベース、サーバ、ネットワーク等のIT教育業務を行っております。顧客の人事戦略に基づき、新入社員向け研修、中堅社員向け研修を行っております。

新入社員向け研修におきましては、IT基礎研修の実施から成果発表会までを行っております。新入社員の採用数が数十名となる企業につきましては、研修内容、研修期間を個社向けに調整した研修コースの提案・提供をしております。新入社員の採用数が5名前後となる企業につきましては、複数社共同にて開催することができる汎用性のある研修コースの提案・提供をしております。

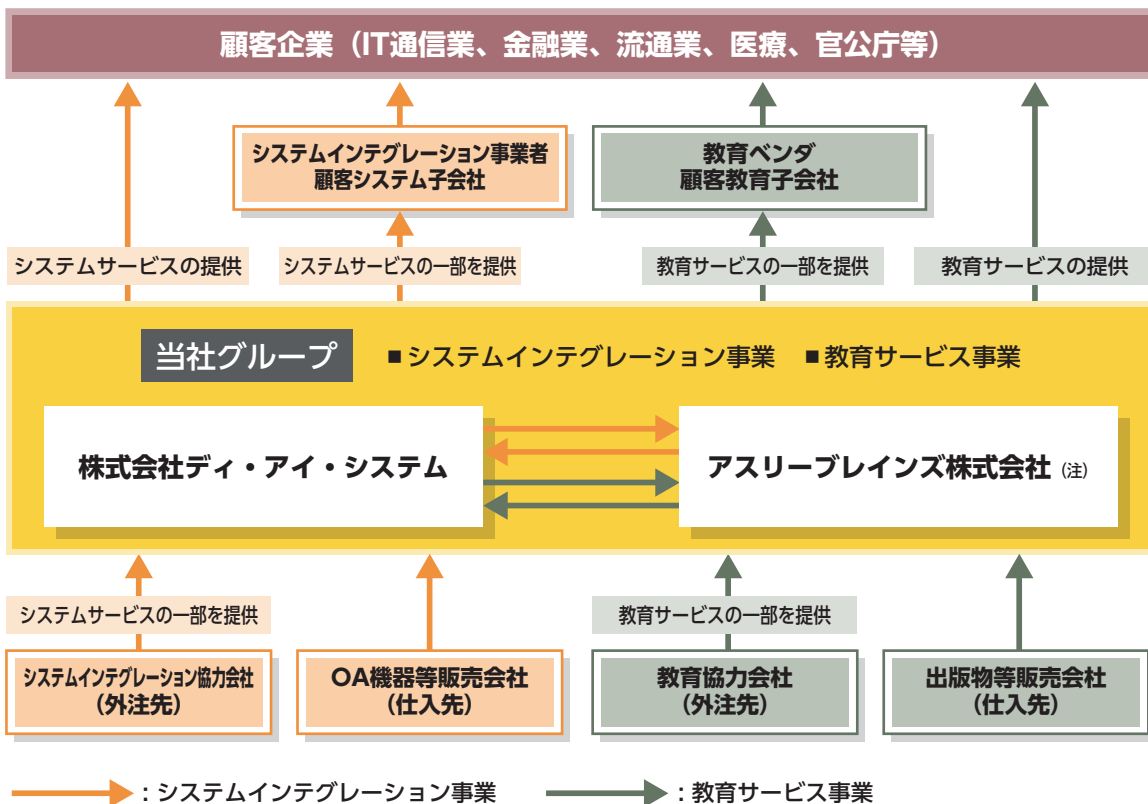
中堅社員向け研修におきましては、受講人数が数十名となる企業、もしくは、特殊な技術の研修を希望する企業につきましては研修コースの開発から研修実施までの提案・提供をしております。汎用性のある技術の研修を希望する企業につきましては、複数社合同にて開催することができる研修コースの提案・提供を行っております。

[教育サービス事業 概略図]



(注) 3. 教育ベンダとは、教育研修サービスの企画、環境設計、環境構築、教育実施業務を行う事業者をいいます。

[事業系統図]



(注) 連結子会社

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 第3四半期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月
(1) 連結経営指標等						
売上高				2,543,697	2,940,392	2,527,968
経常利益				24,275	145,512	197,236
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				17,236	92,267	130,254
包括利益又は四半期包括利益				12,675	94,187	130,787
純資産額				119,811	222,932	335,304
総資産額				974,085	1,140,567	1,269,052
1株当たり純資産額 (円)				105.46	193.68	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				15.17	80.86	113.16
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				12.30	19.55	26.42
自己資本利益率 (%)				15.00	53.84	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				14,119	195,784	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△6,492	△14,542	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				57,516	△79,815	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				262,172	363,598	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				364 (61)	375 (71)	— (—)

(2) 提出会社の経営指標等

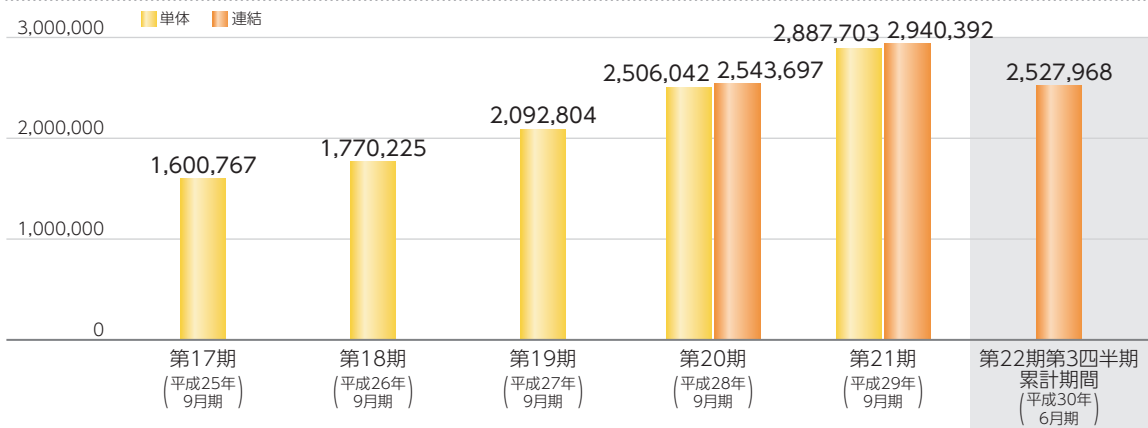
売上高	1,600,767	1,770,225	2,092,804	2,506,042	2,887,703
経常利益又は経常損失(△)	36,962	△29,716	1,626	20,597	142,387
当期純利益又は当期純損失(△)	20,008	△24,872	△5,412	12,224	91,392
資本金	76,000	76,000	82,350	82,350	88,350
発行済株式総数 (株)	9,600	9,600	11,360	11,360	11,510
純資産額	135,303	110,431	115,318	124,703	225,028
総資産額	577,120	730,537	885,659	968,203	1,130,827
1株当たり純資産額 (円)	14,094.15	11,503.25	10,151.30	109.77	195.50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	250.00 (—)	250.00 (—)	270.00 (—)	1,600.00 (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	2,084.24	△2,590.89	△532.12	10.76	80.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.44	15.12	13.02	12.88	19.90
自己資本利益率 (%)	15.97	△20.24	△4.79	10.19	52.26
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	25.09	19.98
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	213 (44)	244 (47)	292 (45)	361 (53)	372 (61)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第18期及び第19期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、第17期、第20期、第21期及び第22期第3四半期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 4. 第18期及び第19期の配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。
 5. 第20期及び第21期の連結財務諸表及び財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。又、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。また、第22期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
 6. 第22期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第22期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第22期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 7. 従業員数は就業人員(当社グループ及び当社からグループ外部及び社外への出向者は除き、グループ外部及び当社から当社グループ及び社外への出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(契約社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 8. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 9. 上記8.のとおり平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	140.94	115.03	101.51	109.77	195.50
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	20.84	△25.90	△5.32	10.76	80.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	2.50 (—)	2.50 (—)	2.70 (—)	16.00 (—)

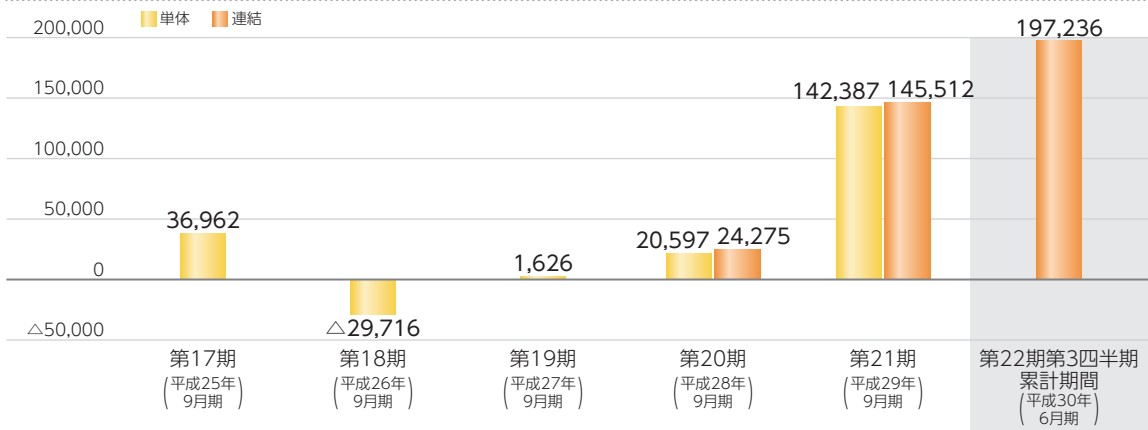
売上高

(単位：千円)



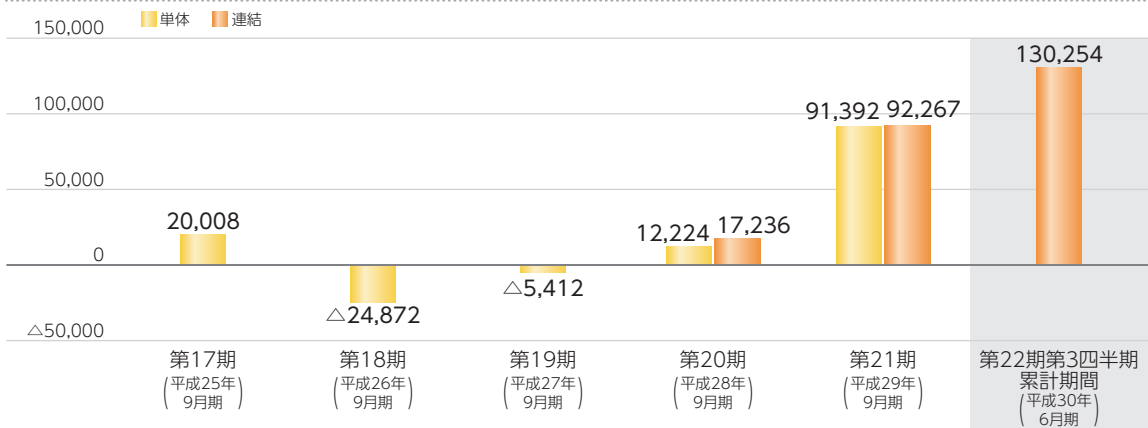
経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



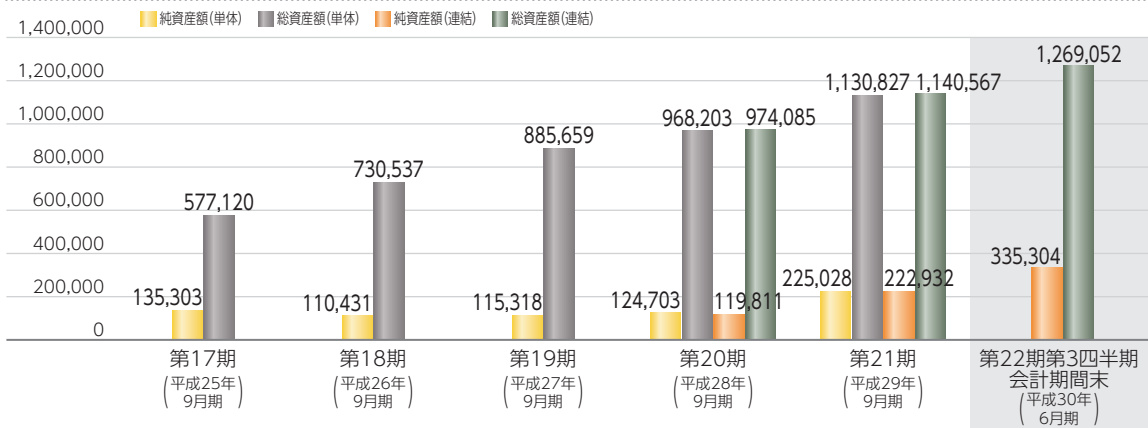
親会社株主に帰属する当期 (四半期) 純利益／当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



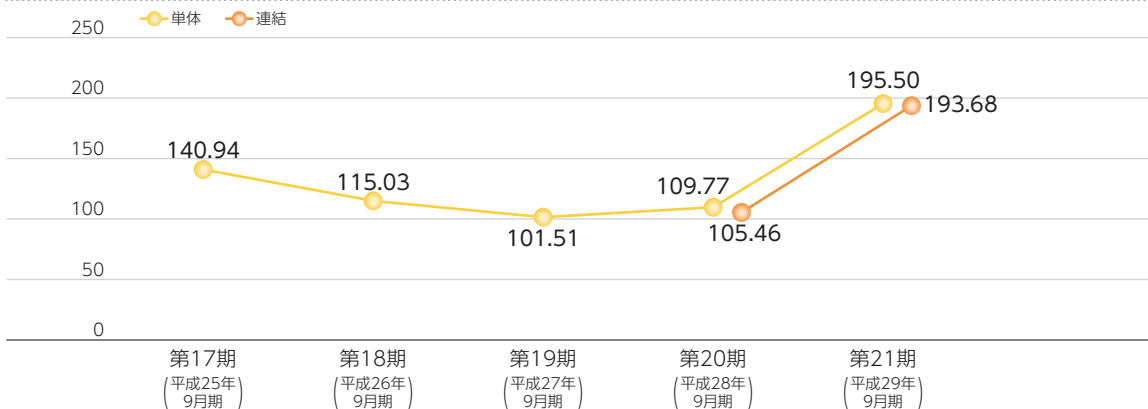
純資産額／総資産額

(単位：千円)



1株当たり純資産額

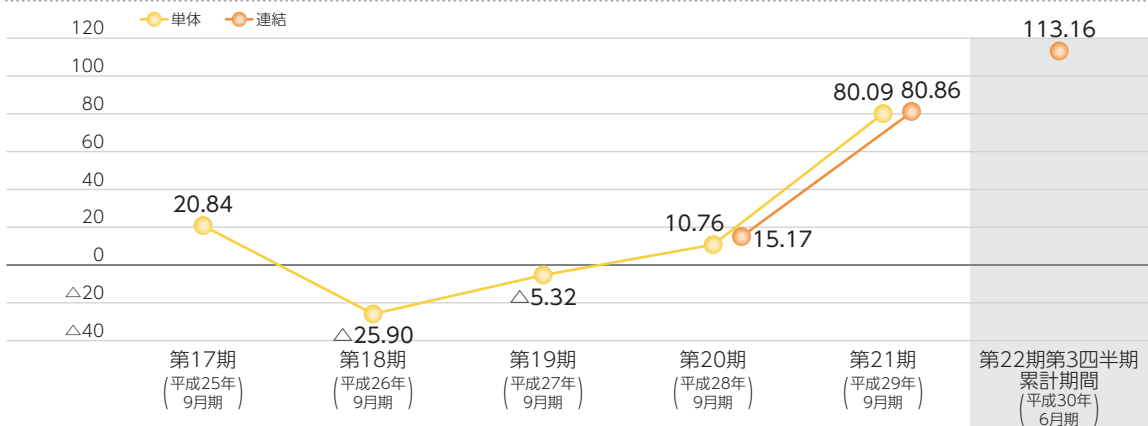
(単位：円)



(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり指標の数値を記載しております。

1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）

(単位：円)



(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	52
3. 配当政策	52
4. 株価の推移	52
5. 役員の状況	53
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	55

第5	経理の状況	62
1.	連結財務諸表等	63
(1)	連結財務諸表	63
(2)	その他	109
2.	財務諸表等	110
(1)	財務諸表	110
(2)	主な資産及び負債の内容	122
(3)	その他	122
第6	提出会社の株式事務の概要	123
第7	提出会社の参考情報	124
1.	提出会社の親会社等の情報	124
2.	その他の参考情報	124
第四部	株式公開情報	125
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	125
第2	第三者割当等の概況	127
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	127
2.	取得者の概況	130
3.	取得者の株式等の移動状況	131
第3	株主の状況	132
	[監査報告書]	134

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月13日
【会社名】	株式会社ディ・アイ・システム
【英訳名】	D. I. System Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長田 光博
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野四丁目10番1号
【電話番号】	03-6821-6122
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部・経営企画室担当 関亦 在明
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番1号
【電話番号】	03-6821-6122
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部・経営企画室担当 関亦 在明
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 311,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 186,660,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 82,838,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	300,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- （注）
- 平成30年9月13日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成30年10月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による
売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、67,900株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主である長田光博（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売
出し等について」をご参照ください。
 - 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下
「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、取得金額17,000千円に相当
する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として
要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」
に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）で
あります。
 - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参
照ください。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成30年10月11日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年10月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	311,100,000	168,360,000
計（総発行株式）	300,000	311,100,000	168,360,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、平成30年9月13日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年10月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,220円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は366,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年10月12日(金) 至 平成30年10月17日(水)	未定 (注) 4	平成30年10月18日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年10月2日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年10月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年10月2日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年10月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年10月11日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年10月19日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年10月3日から平成30年10月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新橋駅前支店	東京都港区新橋二丁目12番11号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号		
計	—	300,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年10月2日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年10月11日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
336,720,000	9,000,000	327,720,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,220円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額327,720千円については、①名古屋支店オフィス移転に関する資金、②システム投資資金、③本社オフィス移転に関する資金、④借入金の返済資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ① 現在の名古屋支店では今後事業拡大するに当たって必要な人員を収容することが困難になっており、人員拡大への対応を目的とした移転を計画しております。名古屋支店移転に係る仲介手数料2,138千円を平成31年9月期に充当する予定であります。また、差入保証金及び内装設備等の設備投資資金57,375千円を平成31年9月期に充当する予定であります。
- ② 業務の効率化を目的としたシステム投資資金としては平成32年9月期に110,812千円充当する予定であります。本システムを導入することにより、プロジェクト別の販売管理、財務管理、管理会計に係る業務の効率化を見込んでおります。
- ③ 現在の本社オフィスでは今後事業拡大するに当たって必要な人員を収容することが困難になっており、人員拡大への対応を目的とした移転を計画しております。本社オフィス移転に係る仲介手数料4,500千円を平成32年9月期に充当する予定であります。また、差入保証金及び内装設備等の設備投資資金85,000千円を平成32年9月期に充当する予定であります。
- ④ 残額につきましては、金融機関から運転資金を目的とした借入金の返済として平成31年9月期に充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備投資計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年10月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	153,000	186,660,000	東京都世田谷区 長田 光博 35,500株 東京都世田谷区 石井 亜沙子 20,000株 東京都世田谷区 仲 麻衣子 20,000株 埼玉県川越市 吉原 孝行 15,000株 東京都小平市 富田 健太郎 12,500株 東京都立川市 関亦 在明 12,500株 埼玉県所沢市 大塚 豊 10,000株 東京都世田谷区 山田 薫 7,500株 兵庫県西宮市 吉本 史朗 5,000株 神奈川県相模原市中央区 宮崎 洋 5,000株 東京都世田谷区 長田 明子 2,500株

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
				東京都練馬区 長田 淳志 2,500株
				大阪府寝屋川市 長田 周二 2,500株
				東京都世田谷区 山田 樹 2,500株
計(総売出株式)	—	153,000	186,660,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,220円)で算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 10月12日(金) 至 平成30年 10月17日(水)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年10月11日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	67,900	82,838,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	67,900	82,838,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,220円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 10月12日(金) 至 平成30年 10月17日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成30年10月11日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、67,900株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、平成30年11月16日行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年11月16日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年10月11日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシュエアプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である長田光博、売出人である吉原孝行、石井亜沙子、仲麻衣子、富田健太郎、関亦在明、長田明子、大塚豊、吉本史朗、宮崎洋、長田淳志及び長田周二、当社株主かつ当社役員である八田誠司、当社株主である株式会社NAM、ディ・アイ・システム社員持株会、杉田誠一郎、渡部俊夫、長崎健二、沼上昌樹、安藤武史及び林幸洋、当社新株予約権者である石橋辰也、青鹿育郎、藤村壮、森兼愛介、島本佳幸及び大迫隆志は、SMBC日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成31年4月16日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期
決算年月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	2,543,697	2,940,392
経常利益 (千円)	24,275	145,512
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	17,236	92,267
包括利益 (千円)	12,675	94,187
純資産額 (千円)	119,811	222,932
総資産額 (千円)	974,085	1,140,567
1株当たり純資産額 (円)	105.46	193.68
1株当たり当期純利益金額 (円)	15.17	80.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	12.30	19.55
自己資本利益率 (%)	15.00	53.84
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,119	195,784
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△6,492	△14,542
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	57,516	△79,815
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	262,172	363,598
従業員数 (人)	364	375
(外、平均臨時雇用者数)	(61)	(71)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成29年 9 月
売上高 (千円)	1,600,767	1,770,225	2,092,804	2,506,042	2,887,703
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	36,962	△29,716	1,626	20,597	142,387
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	20,008	△24,872	△5,412	12,224	91,392
資本金 (千円)	76,000	76,000	82,350	82,350	88,350
発行済株式総数 (株)	9,600	9,600	11,360	11,360	11,510
純資産額 (千円)	135,303	110,431	115,318	124,703	225,028
総資産額 (千円)	577,120	730,537	885,659	968,203	1,130,827
1株当たり純資産額 (円)	14,094.15	11,503.25	10,151.30	109.77	195.50
1株当たり配当額 (円)	—	250.00	250.00	270.00	1,600.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	2,084.24	△2,590.89	△532.12	10.76	80.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.44	15.12	13.02	12.88	19.90
自己資本利益率 (%)	15.97	△20.24	△4.79	10.19	52.26
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	25.09	19.98
従業員数 (人)	213	244	292	361	372
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(47)	(45)	(53)	(61)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第18期及び第19期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、第17期、第20期及び第21期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第18期及び第19期の配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

5. 第20期及び第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。又、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(契約社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 上記7のとおり平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額 (円)	140.94	115.03	101.51	109.77	195.50
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円) (△)	20.84	△25.90	△5.32	10.76	80.09
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	2.50 (—)	2.50 (—)	2.70 (—)	16.00 (—)

2 【沿革】

平成9年11月	ソフトウェア開発を主目的として、東京都中央区日本橋に、資本金300万円で有限会社ディ・アイ・システムを設立
平成11年6月	資本金を1,000万円に増資
平成11年7月	株式会社ディ・アイ・システムに変更 本社を東京都千代田区九段に移転
平成12年6月	一般労働者派遣事業許可を取得
平成14年2月	本社を東京都千代田区平河町に移転
平成14年10月	大阪支店を新設
平成15年8月	資本金を4,000万円に増資
平成15年10月	教育サービス事業を開始
平成15年11月	本社を東京都港区東新橋に移転
平成16年5月	資本金を7,000万円に増資
平成17年5月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得 大阪支店を大阪府大阪市北区豊崎に移転
平成17年10月	資本金を7,600万円に増資
平成19年1月	I SO / I E C 27001の認証を取得
平成25年3月	プライバシーマークの認証を取得
平成25年5月	アスリーブレインズ株式会社（現・連結子会社）の株式取得
平成25年10月	名古屋支店を新設
平成26年1月	本社を東京都中野区中野に移転
平成27年2月	大阪支店を大阪府大阪市北区中之島に移転
平成27年5月	資本金を7,975万円に増資
平成27年7月	資本金を8,235万円に増資
平成29年5月	資本金を8,835万円に増資
平成30年7月	資本金を9,705万円に増資

3【事業の内容】

当社グループは、独立系の情報サービス企業として当社及び連結子会社1社により構成されており、システムインテグレーション事業及び教育サービス事業を営んでおります。

なお、(1) システムインテグレーション事業と(2) 教育サービス事業は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) システムインテグレーション事業

システムインテグレーション事業では、エンドユーザ、エンドユーザの情報システム子会社、通信事業者、当社と同業となるシステムインテグレーション事業者(注1)に対しまして、IT通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種に対応した業務用アプリケーションの設計開発業務、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務を中心に行っております。

サービス提供形態としましては、顧客要望を確認の上、派遣契約にて顧客の事務所内に人材を常駐させて作業を行う方法や、請負契約にて作業を一括して請負う方法等を採用しております。

① 業務用アプリケーションの設計開発業務

売上管理、顧客管理、購買管理、生産管理等の顧客業務を効率化するための業務用アプリケーションの設計開発業務を行っております。

上記の設計開発業務におきましては、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、スクラッチ(注2)でのシステム設計開発業務、ソフトウェアパッケージ製品を利用したシステム設計開発業務を提案・対応をしております。

② インフラシステムの設計構築業務

IT基盤において、「想定されたユーザが確実にシステムを使用できること」に加えまして、「想定されたユーザ以外は、システムを使用できない」ことを達成するために必要となる情報を管理する各種サーバ、ネットワーク、ストレージ等で構築するインフラシステムの設計提案業務を行っております。

業務用アプリケーションの設計開発業務と同様に、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、各種メーカーの機器選定を含めましたシステム設計構築業務の提案・対応を行っております。

③ 業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務

業務用アプリケーション・インフラシステム共に運用段階において、顧客はシステム導入した効果を楽しむことになります。一方、業務用アプリケーション・インフラシステムの適切な運用のためには、システムの運用監視、データ投入・解析、保守開発、機器メンテナンス等の運用保守が必要となります。

当社グループは、上記①、②にて納品いたしました業務用アプリケーション・インフラシステム及び他の事業者が納品したシステムに対しまして、顧客が期待した通りの効果を楽しむように運用保守業務の提案・対応をしております。

(注1) システムインテグレーション事業者とは、情報システムの企画、設計、構築、運用保守業務を行う事業者をいいます。

(注2) スクラッチとは、ソフトウェアパッケージ製品等を利用せずに、最初から全てのシステムを設計開発することをいいます。

(2) 教育サービス事業

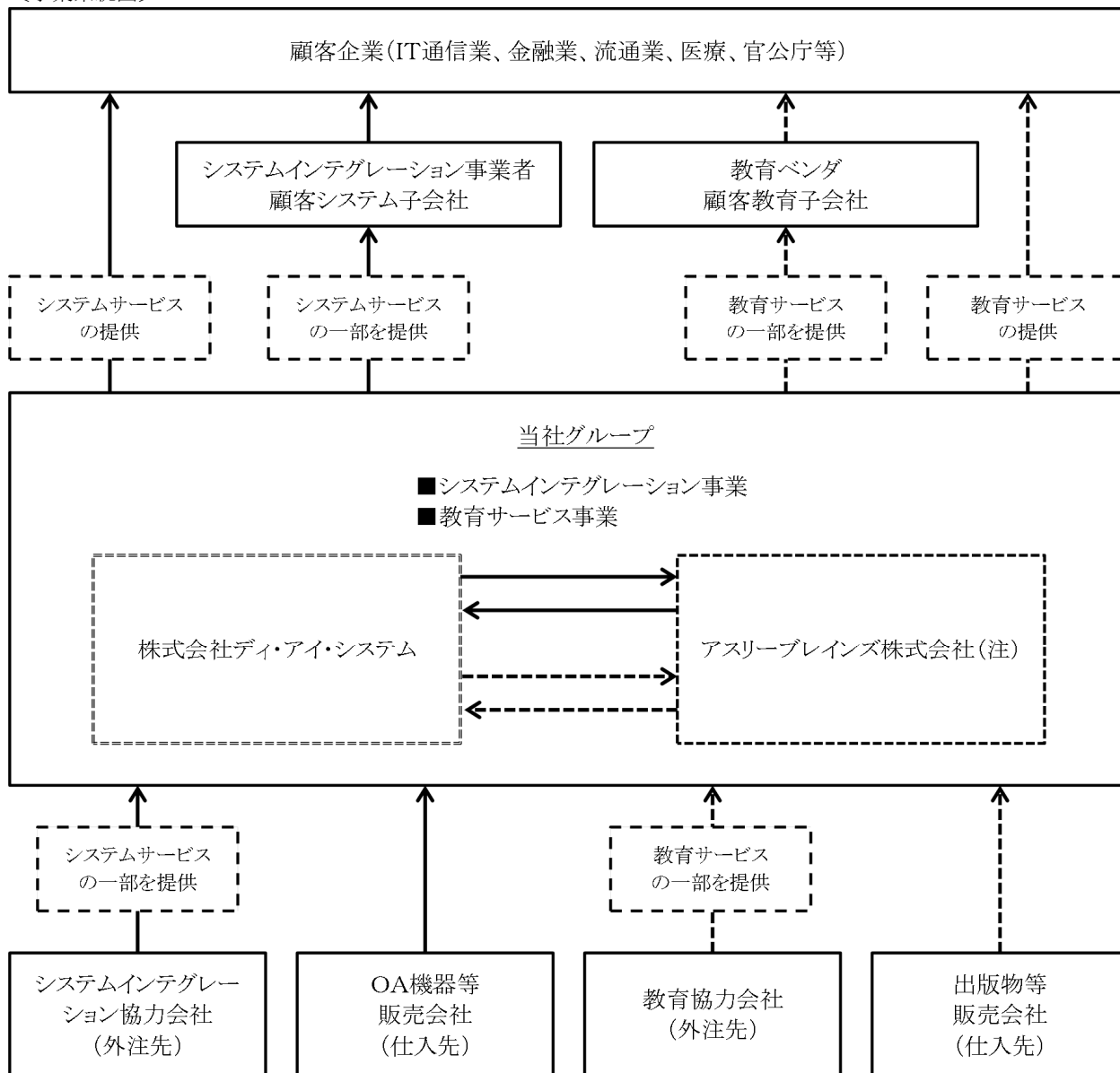
教育サービス事業では、エンドユーザ（ITエンジニアに育成することを前提に人材採用をした企業）、エンドユーザの情報システム子会社、エンドユーザの教育サービス子会社、当社グループと同業となる教育ベンダ（注3）に対しまして、コンピュータ言語、データベース、サーバ、ネットワーク等の教育業務を行っております。顧客の人事戦略に基づき、新入社員向け研修、中堅社員向け研修を行っております。

新入社員向け研修におきましては、IT基礎研修の実施から成果発表会までを行っております。新入社員の採用数が数十名となる企業につきましては、研修内容、研修期間を個社向けに調整した研修コースの提案・提供をしております。新入社員の採用数が5名前後となる企業につきましては、複数社合同にて開催することができる汎用性のある研修コースの提案・提供をしております。

中堅社員向け研修におきましては、受講人数が数十名となる企業、もしくは、特殊な技術の研修を希望する企業につきましては研修コースの開発から研修実施までの提案・提供をしております。汎用性のある技術の研修を希望する企業につきましては、複数社合同にて開催することができる研修コースの提案・提供を行っております。

（注3）教育ベンダとは、教育研修サービスの企画、環境設計、環境構築、教育実施業務を行う事業者をいいます。

[事業系統図]



—————→ :システムインテグレーション事業

- - - - -→ :教育サービス事業

(注)連結子会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アスリーブレインズ 株式会社 (注) 2	東京都中野区	20,000	教育サービス事業 システムインテグレーション事業	100	当社の教育サービス事業及び、システムインテグレーション事業の一部を委託しております。また、資金の貸付をしております。 当社役員のうち3名がその役員を兼務しております。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
システムインテグレーション事業	377 (70)
教育サービス事業	11 (1)
報告セグメント計	388 (71)
その他	6 (—)
全社 (共通)	13 (2)
合計	407 (73)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. その他として記載されている従業員数は、営業事務部門に所属しているものであります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年8月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
392(61)	29.6	4.8	4,061,136

セグメントの名称	従業員数 (人)
システムインテグレーション事業	374 (59)
教育サービス事業	— (—)
報告セグメント計	374 (59)
その他	6 (—)
全社 (共通)	12 (2)
合計	392 (61)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員で当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、最近1年間で役員（取締役、監査役）及び退職者を除き、1年間在籍した者の給与で、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. その他として記載されている従業員数は、営業事務部門に所属しているものであります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第21期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、朝鮮半島等における地政学リスクの高まりや米国の経済政策等による外部環境悪化に対する懸念はあったものの、内外需ともに好調な輸送用機器を中心に幅広い業種で緩やかな持ち直しをみせたこと、及び、個人消費についても企業の人手不足により雇用者数の増加が継続したこと等を背景として緩やかな回復を見せた結果、総じて堅調に推移いたしました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましても、前連結会計年度と同様に顧客からの技術要望、費用対効果の判断は厳しさがあ一方、顧客のIT投資に対する意欲は高く、市場は全般的には堅調に推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、平成29年9月期の事業計画に基づくグループ経営方針のもと、お客様への幅広いサービスの提案・提供、既存システムインテグレーション事業の積極的な提案活動を行うことで、売上高、利益面ともに伸長しました。

上記の結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,940,392千円（前年同期比15.6%増）、営業利益150,232千円（前年同期比498.7%増）、経常利益145,512千円（前年同期比499.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は92,267千円（前年同期比435.3%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

① システムインテグレーション事業

既存顧客のシステムソリューションサービスやインフラシステムの導入に対する投資意欲は継続して強く、大手ソフトウェア開発会社及び大手通信キャリア会社を主として継続的な受注確保・拡大を図るとともに、新規顧客の開拓に注力してまいりました。顧客の業態やニーズに応じたソフトウェア開発サービスの提供及びアパレル系ECサイトの設計構築・運用保守業務や、情報通信ネットワークの設計構築・運用保守業務に至るシステムインテグレーション事業が好調に推移した結果、当連結会計年度の売上高は2,709,279千円（前年同期比15.7%増）、セグメント利益は581,250千円（前年同期比43.4%増）となりました。

② 教育サービス事業

企業間における人材採用競争激化による活発な社員教育需要を背景として、新入社員向け教育サービス案件の受注が順調に推移いたしました。また、大手通信キャリア会社においてクラウドサービス利用の需要の高まりを受け、中堅社員向けクラウドサービス教育案件の受注が順調に推移した結果、当連結会計年度の売上高は231,112千円（前年同期比14.5%増）、セグメント利益は76,936千円（前年同期比5.8%増）となりました。

第22期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、昨今の国内の政局動向への懸念、及び欧米や中国の政策運営や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等が依然として懸念されておりますが、個人消費と設備投資を中心とした内需による緩やかな景気の持ち直しが続き、経営環境は引き続き改善傾向でありました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましても、依然として顧客からの技術要望、費用対効果の判断は厳しさがあ一方、顧客のIT投資に対する意欲は高く、市場は全般的に堅調に推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、平成30年9月期の事業計画に基づくグループ経営方針のもと、グループ全体の成長と企業価値の向上に向けた諸施策を推進し、既存顧客への継続的な受注確保・拡大を図るとともに、新規顧客の獲得に努めた結果、売上高、利益面ともに堅調に推移しております。

上記の結果、当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高2,527,968千円、営業利益196,403千円、経常利益197,236千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は130,254千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

① システムインテグレーション事業

技術的な要求や費用対効果の判断につきましては、継続して厳しさがあるものの、既存顧客の業務系システムに対する投資意欲は依然として堅調に推移いたしました。このような状況の中で、自費出版大手ECサイトシステムの新規構築案件や既存顧客のシステム設計構築・運用保守業務を主としたIT投資案件を受注して事業展開をした結果、システムインテグレーション事業の売上高は2,347,368千円、セグメント利益は495,803千円となりました。

② 教育サービス事業

費用対効果の管理を徹底したいという顧客の要望は継続しておりますが、企業間における人材採用競争激化を背景として、顧客企業の従業者への教育に対する投資意欲が堅調に推移したことにより、新入社員向け教育サービス案件及び中堅社員向けクラウドサービス教育案件の受注が順調に推移した結果、教育サービス事業の売上高は180,599千円、セグメント利益は83,918千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第21期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ101,426千円増加し、363,598千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益の計上145,512千円、減価償却費の計上17,014千円、賞与引当金の増加額25,561千円、退職給付に係る負債の増加額18,622千円、売上債権の増加額62,983千円、仕入債務の増加額29,605千円、その他の負債の増加額30,022千円などにより195,784千円の収入（前連結会計年度は14,119千円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2,166千円、無形固定資産の取得による支出12,473千円などにより14,542千円の支出（前連結会計年度は6,492千円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増加額による収入18,331千円、長期借入金の返済による支出107,079千円、株式の発行による収入12,000千円、配当金の支払額による支出3,067千円により79,815千円の支出（前連結会計年度は57,516千円の収入）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産は、完成後ただちに顧客へ引渡しており、生産実績は販売実績とほぼ一致しているため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

第21期連結会計年度及び第22期第3四半期連結累計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)				第22期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
システムインテグレーション事業	2,777,783	113.87	612,683	112.59	2,444,162	709,477
教育サービス事業	211,342	102.91	8,347	29.69	198,607	26,355
合計	2,989,126	113.02	621,031	108.52	2,642,770	735,833

- (注) 1. 上記金額は、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 販売実績

第21期連結会計年度及び第22期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第22期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
システムインテグレーション事業	2,709,279	115.7	2,347,368
教育サービス事業	231,112	114.5	180,599
合計	2,940,392	115.6	2,527,968

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 最近2連結会計年度及び第22期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第20期連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第21期連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第22期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NTTコミュニケーションズ株式会社	234,685	9.2	237,983	8.1	233,375	9.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「IT関連サービスを通じて社会に貢献する。また、社会に貢献できる人間を育成する」を経営理念として掲げております。

常に最新のIT関連技術の動向を把握した上で顧客と打合せを行い、顧客要望・顧客システムを理解した上で最適な技術サービスの提案・提供することを通じて社会へ還元することを経営方針としております。

(2) 経営戦略等

これまでも顧客企業は業務プロセスをシステム化することで競争力の強化を図ってまいりました。また、今後顧客企業は業務プロセスのシステム化を進めていくことで競争力の強化を図ることを想定しております。ITの技術革新は加速度的に進んでいるために、サービス提供において、新技術・新サービスを取り込んでいく必要があり、案件は増加していくことを見込んでおります。また、顧客企業にてシステム化が進むことでIT関連技術を理解した人材育成需要も増加していくことを見込んでおります。

当社グループは、これまでの実績を通じて顧客に技術力・品質をアピールすることにより、上記需要を取り込むことで更なる事業拡大と収益拡大を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、サービス提供をするために人材育成が必須となります。事業規模の拡大をするためには、既存従業員の人材育成に加えて、新卒採用・中途採用の確保が必要となるために、新卒採用人数・中途採用人数を重要な指標であると捉えております。

よって上記の人材育成、新卒採用・中途採用が当社グループにとって適切な規模感で行われているか、人員の稼働の状況が一定水準以上を維持できているかを判断する指標として、売上総利益率を重視すべき経営指標と考えております。

また、当社グループは内部管理体制の充実・営業力の強化を進めており、販売費及び一般管理費が継続して増加することを予想しております。経常利益率は、当社グループの事業規模拡大と内部管理体制の充実・営業力強化のバランスを維持するために重要な指標として認識しております。

(4) 経営環境

経済産業省の「平成27年特定サービス産業実態調査(確報)」によりますと、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業の売上高は21兆3,686億円となり、引き続き市場全体としましては拡大傾向に進むと思われれます。

一方、新卒入社、中途入社を問わず、システムエンジニアを始めとする人材獲得競争はますます厳しくなっている環境にあります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① 人材の確保・育成について

当社グループが継続して事業規模を拡大していくためには、優秀な人材の獲得が必要であると認識しております。

当社グループでは、応募者がすでに保有しているスキルのみ注目するのではなくて、キャリア構築に対する熱意を評価することで人材確保に努めてまいります。

入社後につきましては、社内での研修・OJTを通じ、システムインテグレーション事業ではプログラミングやネットワークについて基礎研修を行い、実際のプロジェクトにてシステム提案・設計・構築・運用業務のOJTを実施することでエンジニアに育成してまいります。教育サービス事業ではプログラミングやネットワークについて基礎研修を行い、インストラクション研修を実施の上で実際のプロジェクトにて研修業務のOJTを実施することでインストラクタに育成してまいります。

また、協力会社との連携強化を進めていくことで、当社グループだけでは対応が難しい案件につきましても対応できる体制を構築してまいります。

② プロジェクトマネジメント力の強化

顧客との取引を拡大し適正な利益を確保するためには、プロジェクトマネージャー（注）一人ひとりのマネジメント能力をさらに強化するとともに、プロジェクトマネジメントができる技術者を拡充していくことが重要な課題であります。

当社グループでは、技術者に対してテクニカルスキルとマネジメントスキルの両面から体系的な教育システムを構築してバランスに配慮したスキル強化を図っております。

（注）プロジェクトマネージャーとは、プロジェクトの計画、遂行に責任を負うプロジェクトの管理者をいいます。

③ 技術力の強化について

当社グループが安定した収益を獲得するためには、さらなる技術力の強化が必要であると認識しております。

システムインテグレーション事業におきましては、これまでの技術に加えまして、クラウド基盤を利用した業務用アプリケーション開発・インフラ設計構築等の技術力を強化してまいります。教育サービス事業におきましても、クラウド関連技術の研修コンテンツ・研修コースの充実を進めることで技術力の強化を進めてまいります。

④ 内部管理体制の強化について

継続的な成長を維持することができる企業となるためには、業務拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後も、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制を強化するように取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項および本項以外の記載内容を慎重に検討した上でおこなわれる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境に関するリスクについて

① 技術革新による影響について

当社グループの事業はコンピュータ言語、インフラ・ネットワーク等の技術革新と密接な関係にあります。ITの技術革新は加速度的に進んでいるために、当社グループでは、常に最新の技術を習得し、迅速な環境変化に対応できるよう技術者の採用・教育、開発環境の整備等を進めております。

しかしながら、急激な技術動向の変化に適時十分な対応をなし得なかった場合、あるいはその対応に時間を要した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 経済・市場環境の変化による影響について

当社グループが提供する情報システムサービスは、景気の影響を受けやすい傾向にあります。顧客企業において、景気悪化にともなうシステム投資の縮小、システム開発の内製化等により、当社グループが提供するサービス領域が縮小される可能性があります。

したがって、国内システム投資動向が悪化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合他社による影響について

当社グループでは、システムインテグレーション事業及び教育サービス事業におきまして、常にサービス提供の基盤となる技術力向上に努めてまいりました。特定の技術に依存することなく、システム開発からインフラ・ネットワークの全方位のサービス提供をできるところが当社グループの強みとなります。

しかしながら、当社グループの属する情報処理サービス事業の参入障壁は低く、今後、競合他社が増加する可能性があります。競合他社増加に伴い人材獲得競争・価格競争等がさらに激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループ事業に関するリスクについて

① 不採算プロジェクトの発生について

当社グループでは、一括請負型の開発案件においては、受注前に顧客要件を十分に分析し、見積もり内容を社内関係各部署で検証した上で受注しております。受注後は開発工程ごとに進捗管理を行い、常に問題点の抽出と対策をしております。

しかしながら、見積時の見込み工数の誤り、予測できない要因等により、不採算プロジェクトが発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 助成金について

当社グループの教育サービス事業においては、厚生労働省からの「キャリア形成促進助成金」の受給を前提としている顧客がおります。この「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効率的に促進するために支給される助成金となります。

今後、「キャリア形成促進助成金」制度に変更がある際には、顧客の教育投資が減退し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報を含む重要な情報資産の漏洩に係るリスクについて

当社グループは、自ら個人情報を収集する業務を行っておりませんが、顧客先における情報システムの開発の中で個人情報を取り扱う場合があります。顧客に対する安全性と信頼性に重点を置くため、個人情報マネジメントシステムを構築し、外部認証機関によるプライバシーマークの認定を受け、個人情報の安全な管理体制と該当部門の従業員への個人情報保護に関する周知徹底を行っております。

また、情報セキュリティの国際認証（ISO/IEC27001）を取得し、各部門の管理者で構成される情報セキュリティ委員会を設置、従業員教育、各種ソフトウェアの監視、情報資産へのアクセス証跡の記録など各種の情報セキュリティ対策を講じ、個人情報を含む重要な情報資産の管理を実施し、情報漏洩のリスクの回避を図っております。

しかしながら、万が一にも、当社グループ又はその協力会社（外注先）より情報の漏洩が発生した場合は、顧客からの損害賠償請求や当社グループの信用失墜等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

認定等の名称	認定番号	有効期限
プライバシーマーク	第17001505(03)号	平成31年4月1日
ISO/IEC27001:2013	3760458	平成32年2月22日

④ 情報システムのトラブルについて

当社グループは、社内のコンピュータシステムに関して、バックアップ体制を確立することによる災害対策を講じておりますが、地震や火災等の災害、コンピュータウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの長期にわたる中断や停止等、現段階では予測不可能な事由によるシステムトラブルが生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 協力会社確保に関する影響について

当社グループの事業展開においては、業務の効率化、顧客要請への迅速な対応を実現し、受注の機会損失を防ぐことを目指しております。そのためには、協力会社の確保及び良好な取引関係の維持が必要不可欠であり、今後も協力会社の確保と良好な連携体制構築を積極的に推進する方針であります。

しかしながら、協力会社からの人材が十分に確保できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 長時間労働の発生について

一括請負型のシステム開発プロジェクトにおいては、当初計画にない想定外の事象が発生し、品質や納期を順守するため長期間労働が発生することがあります。

当社グループでは適切な労務管理に努め、長時間労働の発生を未然に防ぐべく事業部門と管理部門双方により監視しております。しかしながら、やむを得ない事情によりこのような事象が発生した場合には、システム開発の生産性の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 特定顧客への依存について

本書提出日現在の当社グループでは、NTTコミュニケーションズグループに対する売上高が総売上高に対する割合は高い状況となっており、平成29年9月期において15.1%、平成30年9月期第3四半期連結累計期間において16.3%となっております。

当社グループは、今後において、NTTコミュニケーションズグループとの取引額に関して拡大を図っていきながらも、他の顧客との取引額の拡大を図り、NTTコミュニケーションズグループへの依存度の低減に努めてまいります。しかしながら、何らかの事情により、NTTコミュニケーションズグループとの取引額が大幅に減少した場合、もしくはNTTコミュニケーションズグループとの取引の継続が困難な事態に陥った場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社グループ組織に関するリスクについて

① 人材の確保及び育成について

今後、当社グループがさらなる拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び育成が必須となります。エンジニアの確保及び育成はもとより、顧客にシステムを提案できる技術営業担当者及び事業拡大の基盤となる管理担当者の確保が重要になっております。

当社グループでは、上記のような人材を確保及び育成していくべくあらゆる努力をしまいる所存ではありますが、人材の確保及び育成が当社グループの目論見通りに進まなかった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 幹部候補の人材育成について

当社グループが今後成長していくためには、幹部社員の増員が必須となります。上記①の「人材の確保及び育成について」に記載させていただいておりますとおり、当社グループが確保していく人材に対しまして、適切なマネジメントができる幹部社員の増員をいかに図るかが重要になっております。

当社グループでは、幹部社員の増員を図るべく社内教育の実施を徹底しておりますが、上記①における人材確保の進捗に比べた際に、幹部社員教育が進まなかった場合には、当社グループのマネジメントに影響を与え、結果として、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスクについて

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当社では、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に従って、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

本書提出日現在の新株予約権に関する潜在株式の累計は、53,500株であり、これは発行済株式総数1,180,000株の4.5%に相当します。

なお、新株予約権の内容は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

② 法的規制等について

当社グループの事業に関する法的規制につきましては、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」及び「下請代金支払遅延等防止法」等があります。

当社グループは、下記の免許を取得し派遣事業を行っております。当社グループは、労働者派遣法の遵守に努めておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、関係法令に違反した場合には当該事業の停止や許可の取消しを命じられる可能性があります。また、新たに法規制の制定や改廃等が行われた場合や、司法・行政解釈等の変更がある場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社

認定等の名称	認定番号	認定機関	有効期限
労働者派遣免許	派 13-040812	厚生労働省	平成35年5月31日

アスリーブレインズ株式会社

認定等の名称	認定番号	認定機関	有効期限
労働者派遣免許	派 13-310064	厚生労働省	平成33年4月30日

また、下請代金支払遅延等防止法に対しましては、支払代金の遅延等を未然に防止する体制を構築し、法令遵守に努めておりますが、法令違反に該当する事態が発生した場合、又は法律等の改正等が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループでは、「知的財産権管理規程」に基づき、第三者が所有する著作権及び特許権を侵害しないよう十分な啓蒙活動と注意を払い事業展開をしております。

しかしながら、当社グループの認識外で第三者が所有する著作権及び特許権を侵害してしまった場合、当社グループへの損害賠償請求、信用の低下、風評等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 自然災害について

当社グループが事業展開する地域において、地震、火災等の自然災害や、新型インフルエンザ等の感染症の発生等により、予期せぬ事態が発生した場合に対応するため、当社グループは事業継続のための検討を行っております。

しかしながら、災害の規模によっては、当社グループまたは当社グループの取引先の事業活動に悪影響を及ぼし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 訴訟リスクについて

システム設計・開発等において顧客からの検収受領後にシステムの不具合等が発見される場合があります。今後も、当社グループでは品質管理の徹底・システムテスト等を通じましてシステム不具合等の発生防止に努めてまいります。

しかしながら、今後、当社グループ起因によるシステム不具合等が発生し、顧客に訴訟を受けた場合、その内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 繰延税金資産について

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めて個別に資産計上・取崩を行っておりますが、将来の課税所得の予測・仮定が変更され、繰延税金資産の一部ないしは全部が回収できないと判断された場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、財政状態及び経営成績に影響を与える会計上の見積りを行う必要があります。当社グループはこの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第21期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

① 流動資産

前連結会計年度末に比べ181,445千円増加し、843,628千円となりました。これは、主に現金及び預金が101,426千円、売掛金が62,984千円、繰延税金資産が15,040千円それぞれ増加したことによるものです。

② 固定資産

前連結会計年度末に比べ14,962千円減少し、296,939千円となりました。これは、主に無形固定資産が4,690千円増加し、建物が8,508千円、工具、器具及び備品が3,465千円、繰延税金資産が5,243千円、保証金が1,878千円それぞれ減少したことによるものです。

③ 流動負債

前連結会計年度末に比べ177,173千円増加し、746,996千円となりました。これは、主に未払法人税等が61,478千円、未払金が52,667千円、買掛金が29,605千円、賞与引当金が25,562千円それぞれ増加したことによるものです。

④ 固定負債

前連結会計年度末に比べ113,812千円減少し、170,638千円となりました。これは、退職給付に係る負債が15,664千円増加し、長期借入金が95,455千円、その他の負債が34,020千円それぞれ減少したことによるものです。

⑤ 純資産

前連結会計年度末に比べ103,120千円増加し、222,932千円となりました。これは、主に資本金が6,000千円、資本剰余金が6,000千円、利益剰余金が89,200千円それぞれ増加したことによるものです。

第22期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

① 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は985,408千円となり、前連結会計年度末に比べ141,780千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が119,538千円増加し、仕掛品が8,902千円減少したことによるものです。

② 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は283,644千円となり、前連結会計年度末に比べ13,295千円減少いたしました。これは、有形固定資産が8,489千円、無形固定資産が2,647千円及び投資その他の資産が2,158千円それぞれ減少したことによるものです。

③ 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は725,071千円となり、前連結会計年度末に比べ21,924千円減少いたしました。これは、主に買掛金が23,885千円及び未払費用が104,469千円それぞれ増加し、短期借入金が58,335千円、未払法人税等が15,236千円及び賞与引当金が60,493千円それぞれ減少したことによるものです。

④ 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は208,677千円となり、前連結会計年度末に比べ38,039千円増加いたしました。これは、主に長期借入金が27,543千円及び退職給付に係る負債が13,583千円それぞれ増加したことによるものです。

⑤ 純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は335,304千円となり、前連結会計年度末に比べ112,371千円増加いたしました。これは、利益剰余金が111,838千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第21期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

① 売上高、売上原価（売上総利益）

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べ396,695千円増加し、2,940,392千円となりました。また、売上総利益は、前連結会計年度に比べ189,359千円増加し、651,287千円となりました。

これは前連結会計年度に当社が採用した72名の新入社員の育成が順調に進み売上貢献度が向上した結果、売上高の増加と売上総利益の増加を達成することができたことが主な理由となります。

② 販売費及び一般管理費（営業利益）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ64,218千円増加し、501,055千円となりました。これは、営業力強化・社内管理業務強化のための増員により人件費が37,316千円増加したこと、IT機器等の購入により消耗品費が13,417千円増加したことが主な理由となります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ125,140千円増加し、150,232千円となりました。

③ 営業外損益（経常利益）

当連結会計年度における営業外収益は還付加算金等の計上により72千円となり、営業外費用は支払利息等の計上により4,792千円となりました。その結果、当連結会計年度における経常利益は、前連結会計年度に比べ121,237千円増加し、145,512千円となりました。

④ 特別損益（税金等調整前当期純利益）

当連結会計年度における特別利益・特別損失の発生はありませんでした。その結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ121,237千円増加し、145,512千円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における税金費用は、法人税、住民税及び事業税に税効果会計適用に伴う法人税等調整額を併せて53,245千円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ75,031千円増加し、92,267千円となりました。

第22期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

① 売上高、売上原価（売上総利益）

当第3四半期連結累計期間における売上高は2,527,968千円となりました。これはシステムインテグレーション事業の売上高が2,347,368千円、教育サービス事業の売上高が180,599千円によるものであります。また、売上原価は1,958,746千円となっており、これは主に仕入高が57,746千円、労務費が1,302,081千円、外注加工費が425,630千円、製造経費が165,856千円等によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上総利益は569,221千円となりました。

② 販売費及び一般管理費（営業利益）

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は372,818千円となりました。これは主に、役員報酬が91,970千円、給料及び手当が102,263千円、法定福利費が25,621千円、地代家賃が32,070千円、広告宣伝費が15,572千円等によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は196,403千円となりました。

③ 営業外損益（経常利益）

当第3四半期連結累計期間における営業外収益は3,849千円となりました。これは主に、助成金収入3,847千円によるものであります。また、営業外費用は3,016千円となっており、これは主に、支払利息2,515千円によるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は197,236千円となりました。

④ 特別損益（税金等調整前四半期純利益）

当第3四半期連結累計期間における特別利益は3,500千円となりました。これは、訴訟和解金3,500千円によるものであります。また、特別損失の発生はありませんでした。その結果、当第3四半期連結累計期間における税金等調整前四半期純利益は200,736千円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する四半期純利益

当第3四半期連結累計期間における税金費用は、法人税、住民税及び事業税に税効果会計適用に伴う法人税等調整額を併せて70,482千円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は130,254千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの将来の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

わが国経済は、継続して海外の景気動向に懸念要因が存在するものの、全体としましては堅調に推移するものと認識しております。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、顧客企業が競争力を維持・強化するためにIT投資は必須であり、IT関連投資は全体で増加していくものと考えておりますが、同時に顧客の求める投資に対する効果も高水準となり企業間での競争はますます激しくなるものと考えております。又、人材獲得につきましても厳しい競争が継続するものと考えております。

このような状況の下、当社グループとしましてはすでに実績のある1案件50,000千円規模の案件を継続して収益の柱としながらも、当社グループの組織力と技術力を高めていくことと同時に外注先企業との連携を強めていくことでさらなる体制強化を目指して経営を行っております。体制構築後につきましては、1案件100,000千円規模の案件を受注していくことで、事業規模を拡大させてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案及びその実施に努めており、社会貢献を前提として企業価値を最大限に高めるべく努めております。具体的には「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第21期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度における設備投資等の総額は13,555千円であります。

その主な内容は、全社資産として勤怠システムの導入に伴うソフトウェア、サーバ等の購入8,148千円でありま
す。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期連結累計期間において重要な設備の投資、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中野区)	—	事務所付帯設 備等	62,976	10,723	12,704	579	86,984	251 (39)
大阪事業所 (大阪府大阪市北 区)	—	事務所付帯設 備等	32,647	3,742	—	—	36,390	105 (14)
名古屋支店 (愛知県名古屋市中 区)	—	事務所付帯設 備等	4,560	519	—	—	5,080	16 (8)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、商標権であります。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部から当社グループへの
出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しておりま
す。

3. 本社及び支店の建物は全て賃借により使用しており、年間賃借料は134,581千円であります。

(2) 国内子会社

平成29年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
アスリープレ インズ株式会 社	本社 (東京都中野 区)	—	—	—	—	—	—	—	3 (10)

(注) 1. 国内子会社の本社事業所は、(1)の提出会社の賃借事務所の一部を賃借しているものであります。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部から当社グループへの
出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しておりま
す。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年9月13日現在）

当社グループの設備投資については、平成31年9月期に名古屋支店の移転を予定しております。当該移転計画に伴い「2 主要な設備の状況（1）提出会社」に記載いたしました名古屋支店の事務所付帯設備等を、平成31年9月期に除却することを計画しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

（1）重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 名古屋支店	愛知県 名古屋市 中区	—	事務所付帯設備等 (注) 3	57,375	—	増資資金	平成30年12月	平成31年4月	(注) 2
提出会社 本社	東京都 中野区	—	基幹システム	110,812	—	増資資金	平成31年4月	平成31年10月	(注) 2
提出会社 本社	東京都内	—	事務所付帯設備等 (注) 3	141,000	—	増資資金	平成31年10月	平成32年3月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 上記の投資予定額には敷金及び内装その他の建物附属設備等が含まれております。

（2）重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,720,000
計	4,720,000

(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,620,000株増加し、4,720,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,180,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,180,000	—	—

(注) 1. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,168,200株増加し、1,180,000株となっております。
2. 平成30年7月31日開催の臨時株主総会決議により、平成30年8月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権 (平成20年8月22日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	55(注)1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	—
新株予約権の行使期間	自平成22年8月23日 至平成30年8月21日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内での行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第5回新株予約権 (平成20年8月22日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	240(注)1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	—
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月23日 至 平成30年8月21日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内の行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第6回新株予約権 (平成24年12月21日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	75(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75(注)1	7,500(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	600(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成26年12月22日 至平成34年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内での行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
4. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権 (平成24年12月21日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	100(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1	10,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	600(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成26年12月22日 至平成34年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内での行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
4. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権 (平成28年12月20日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1	6,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	600(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成30年12月21日 至平成38年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内での行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

4. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権 (平成29年5月19日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	260(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260(注)1	26,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000(注)2	800(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成31年5月22日 至平成39年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 800 資本組入額 400 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内での行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

4. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権 (平成29年5月19日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	4,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000(注)2	800(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成31年5月22日 至平成39年5月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 800 資本組入額 400 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内での行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（合併による当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の条件に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

4. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年 5月27日 (注) 1	1,500	11,100	3,750	79,750	3,750	3,750
平成27年 7月17日 (注) 2	260	11,360	2,600	82,350	2,600	6,350
平成29年 5月31日 (注) 3	150	11,510	6,000	88,350	6,000	12,350
平成30年 7月11日 (注) 4	290	11,800	8,700	97,050	8,700	21,050
平成30年 8月 1日 (注) 5	1,168,200	1,180,000	—	97,050	—	21,050

- (注) 1. 新株予約権の行使（権利行使者 1名）による増加であります。
2. 新株予約権の行使（権利行使者 3名）による増加であります。
3. 有償第三者割当 150株
発行価格 80,000円
資本組入額 40,000円
割当先 松本光博
4. 新株予約権の行使（権利行使者 6名）による増加であります。
5. 株式分割（1：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年 8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	23	24	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,000	—	—	6,800	11,800	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	42.37	—	—	57.63	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年 8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,180,000	11,800	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,180,000	—	—
総株主の議決権	—	11,800	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第6回新株予約権 (平成24年12月21日取締役会決議)

決議年月日	平成24年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員7名となっております。

第7回新株予約権 (平成24年12月21日取締役会決議)

決議年月日	平成24年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権 (平成28年12月20日取締役会決議)

決議年月日	平成28年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権 (平成29年5月19日取締役会決議)

決議年月日	平成29年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第10回新株予約権 (平成29年5月19日取締役会決議)

決議年月日	平成29年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と位置づけしており、経営基盤強化のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、当面の配当性向を20%とし、中期的には配当性向を30%として安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めているものの、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

第21期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当をする考え方のもと、普通株式1株につき、1,600円としました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資並びに経営基盤の一層の強化に有効活用していく所存であります。

第21期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
平成29年12月20日 定時株主総会決議	18,416	1,600

(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で株式分割（1：100）を行っており、上記は株式分割前の金額となります。第21期事業年度に株式分割が行われた場合は、1株当たり16円となります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	長田 光博	昭和27年9月28日生	昭和55年3月 株式会社経営情報センター入社 平成元年11月 同社取締役就任 平成5年4月 株式会社エム・アイ・シー・システム転籍 平成8年12月 同社代表取締役就任 平成9年11月 有限会社ディ・アイ・システム設立 平成11年7月 株式会社に組織変更 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	160,000 (注) 5
常務取締役	事業統括担当	富田 健太郎	昭和48年9月29日生	平成11年2月 株式会社アイ・エス・ケー入社 平成13年2月 当社入社 平成17年4月 ネットワークビジネス部課長 平成18年4月 取締役 ネットワークインテグレーション部長 就任 平成26年10月 常務取締役 事業統括担当就任 (現任) 平成27年1月 アスリーブレインズ株式会社取締役就任 (現任)	(注) 3	42,600 (注) 5
常務取締役	管理本部・経営企画室担当	関亦 在明	昭和51年4月6日生	平成13年11月 アクセンチュア株式会社入社 平成16年1月 当社入社 平成17年4月 経理財務課長 平成18年4月 取締役 管理部長 就任 平成25年5月 アスリーブレインズ株式会社取締役就任 (現任) 平成26年10月 当社常務取締役 管理本部・経営企画室担当就任 (現任)	(注) 3	42,600 (注) 5
取締役	業務推進部長	吉本 史朗	昭和53年3月5日生	平成11年4月 株式会社フルノシステムズ入社 平成13年1月 当社入社 平成18年4月 大阪支店部長 平成19年10月 取締役就任 (現任) 平成27年10月 業務推進部長 (現任)	(注) 3	22,700 (注) 5
取締役	管理本部長	宮崎 洋	昭和40年2月2日生	平成15年11月 株式会社ソシエ・ワールド入社 平成19年4月 当社入社 総務部長 平成23年5月 管理本部長 (現任) 平成24年12月 取締役就任 (現任)	(注) 3	10,600 (注) 5
取締役	—	島 宏一	昭和32年12月5日生	昭和58年5月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス) 入社 平成28年9月 グリー株式会社非常勤監査役就任 (現任) 平成28年12月 株式会社東京一番フーズ社外取締役就任 (現任) 平成29年12月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	吉原 孝行	昭和38年1月24日生	昭和62年4月 株式会社経営情報センター入社 平成7年4月 株式会社エム・アンド・アイ転籍 平成10年2月 当社入社 システム開発部長 平成11年4月 取締役就任 平成18年4月 監査役就任 (現任) 平成28年9月 アスリーブレインズ株式会社監査役就任 (現任)	(注) 4	80,000 (注) 5
監査役	—	八田 誠司	昭和28年7月1日生	昭和51年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 平成15年4月 日本リバイバル債権回収株式会社入社 同社代表取締役副社長就任 平成27年10月 エンデバー・ユナイテッド株式会社 取締役就任 (現任) 平成27年12月 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	5,000 (注) 5
監査役	—	飯田 耕造	昭和26年2月16日生	昭和49年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 平成15年4月 株式会社日本総合研究所入社 平成19年6月 同社取締役常務就任 平成24年6月 同社代表取締役専務就任 平成25年6月 同社代表取締役副社長就任 平成28年6月 同社顧問就任 平成28年12月 当社監査役就任 (現任) 平成30年6月 株式会社日本総合研究所フェロー就任 (現任)	(注) 4	—
計						363,500 (注) 5

- (注) 1. 取締役 島宏一は、社外取締役であります。
2. 監査役 八田誠司及び飯田耕造は、社外監査役であります。
3. 平成30年7月31日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年7月31日開催の臨時株主総会終結の時から、平成33年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、所有株式数は当該株式分割考慮後の株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

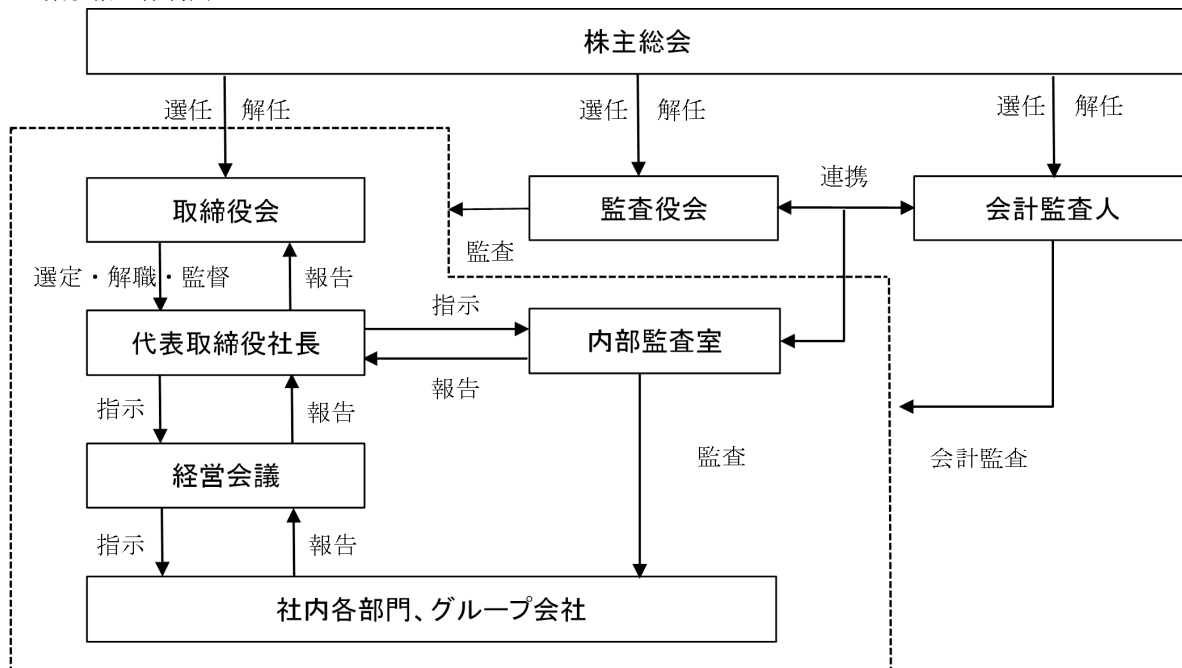
当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るために、株主その他のステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及び説明責任の明確化、並びに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定と事業遂行を実現することが重要な課題であると認識しております。また、コンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず従業員全員が認識し、実践することが重要であると考えております。

② 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。

企業統治の体制図



(イ) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役1名（社外取締役）で構成されており、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、迅速かつ機動的に経営の基本方針等の経営に関する重要事項や法令及び定款で定められた重要事項を決定しております。

また、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。

(ロ) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されております。監査役会は、監査の状況の確認及び意見交換を目的として、原則として毎月1回開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで経営の監視機能の充実化が図られております。さらに、常勤監査役は取締役会に出席する他、経営会議等重要会議に出席して取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。

また、監査の実効性を高めるために、会計監査人及び内部監査室との連携により、健全な経営と法令、社会ルールと企業倫理の遵守に努めております。

(ハ) 経営会議

経営会議は、代表取締役を議長として常勤取締役、執行役員及び各部の部長並びに常勤監査役が出席し、毎月1回開催しております。経営会議では、各部からの業務執行状況の報告及び取締役会の付議事項並びに経営上重要な事項等を事前審議しております。

また、代表取締役及び取締役からの重要事項に関する指示伝達を行っております。さらに、経営会議では、コンプライアンス対策も行っており、コンプライアンスに関する法令遵守に係る状況の報告及びそれに伴う施策の協議等を行っております。

(ニ) 執行役員制度

当社は、変化の速い経営環境に対応して、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による責任の明確化を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たっております。

本書提出日現在、執行役員は2名で、その任期は、就任後1年以内の9月末迄としております。

(ホ) 内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の部門として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室には専任1名を配置しております。内部監査室は各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、代表取締役社長の改善指示を各部門へ周知し、フォローアップ監査を行い、企業経営の効率性及び透明性の維持に努めております。

ロ 当該体制を採用する理由

当社は、上記のように監査役は取締役会に定期的に出席する他、当社の取締役等からその職務の遂行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。

また、会計監査人及び内部監査責任者等と定期的な情報交換を行うことで、企業経営の適法性及び効率性の維持・向上に努めており、経営の客観性を維持・確保することができる体制であると考えております。

ハ その他の企業統治に関する事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は、次のとおりであります。

- a 当社グループの役員及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社グループは、法令・定款及び社会規範を遵守し、当社グループ内に周知・徹底しております。
 - ・ 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンスに関する施策の審議、ならびに重要な施策の導入の承認は経営会議にて行っております。
 - ・ 当社の総務部は、当社グループの役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
 - ・ 当社は、内部通報制度を設け、当社グループの使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するようにしております。
 - ・ 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社グループは、これに基づき、毅然とした態度で臨みます。
- b 当社グループの取締役の職務の遂行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保管及び管理を行っております。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制としております。
- c 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社グループの取締役会は、自社の経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を確認し、毎月取締役会にて報告しております。
 - ・ 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

- d 当社グループの損失における危険の管理に関する規定その他の体制
- ・ 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
 - ・ 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
 - ・ 当社グループは、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。
- e 当社グループの取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離しております。
 - ・ 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
 - ・ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- f 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制基本方針及び財務報告に係る内部統制基本計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取り組んでおります。
 - ・ 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行っております。
 - ・ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保しております。
- g 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部または内部監査室に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができるようにしております。
- (以下、使用人と合わせて監査職務補助者といいます。)
- ・ 当社グループの取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならないこととしております。
 - ・ 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することとしております。
- h 当社グループの取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時職務の遂行状況やその他に関する報告を行うものといたします。
 - ・ 取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議において決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告しております。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略可能としております。
 - ・ 当社の取締役等・使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反に関する事項、その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項に関する重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとしております。
 - ・ 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反に関する事項、その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならないこととしております。
 - ・ 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨、取締役および使用人に対し徹底するものとしております。また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿しております。

- i 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
 - ・ 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

- j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保しております。
 - ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。
 - ・ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとしております。

- k 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - ・ 当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力への対応に関する規程」を定め、当社グループの役員、使用人に周知徹底しております。
 - ・ 平素より、関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「リスク管理規程」に基づき、事業を取り巻く経営上のリスクに対して的確な管理が可能となるようにすることを目的として整備・運用しております。リスク管理委員会を3ヵ月に1回行うこととしております。代表取締役社長を承認者、管理担当取締役を議事進行役とし、リスクマネジメント取組全体の方針・方向性の検討、各部でのリスクマネジメント推進指示、進捗管理等の報告及び対応策検討の場と位置づけております。リスク管理委員会に出席している各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務執行を管理するとともに、当社に損失を及ぼすような不測の事態が発生した場合には、迅速かつ的確に危機の解消・拡大防止の対応を行うため、リスク管理委員会にて報告する体制を整備・運用しております。

また、顧問弁護士等の専門家と適宜連携を行うことにより、リスクに対して迅速な対応ができる体制を整えております。

④ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

イ グループ会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求め子会社のリスク管理体制の構築、運用を推進しております。

ロ 内部監査室による内部監査を実施し、適宜グループ会社の適正な業務執行を監視しております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

イ 内部監査の状況

当社では代表取締役直轄の内部監査室を設け、内部監査室長1名が内部監査を実施しております。内部監査は「内部監査規程」に基づき、業務運営の適正性、社内規程の遵守状況等を評価・検証して内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告しております。

代表取締役社長指示による改善指示がある場合は、内部監査室を通じて改善対応を行うとともに、内部監査室によるフォローアップ監査を行い、経営効率の改善に努めております。

ロ 監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。常勤監査役は取締役会に出席する他、経営会議等重要会議に出席して取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等の監査を実施しております。

また、監査役は監査役会を開催し、監査役間での情報共有を行っております。

ハ 内部監査責任者及び監査役との連携状況

内部監査責任者と監査役は、年度監査計画、個別の監査日程、個別の監査テーマ、把握しているリスク情報等の情報を共有し、監査実施の都度、監査結果の情報交換を実施することにより情報の共有を図っております。

また、内部監査責任者及び監査役との情報・意見交換については、四半期毎に開催される会計監査人から監査役への各種報告会へ内部監査責任者が同席し情報共有を行いながら相互連携を図っております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し会計に関する監査を受けております。当事業年度における当社の監査体制は以下のとおりであります。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には利害関係はありません。

なお、継続監査年数は7年以内のため、年数の記載を省略しております。

業務を遂行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員	神宮 厚彦
指定有限責任社員 業務執行社員	伊藤 俊哉
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士4名 その他5名

⑦ 社外取締役、社外監査役との関係

当社では、社外取締役1名と社外監査役2名を選任しております。

当社において、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役島宏一は、上場会社で役員等を経験されており、当社の役員には無い知見や会社財務について十分な知識や経験を有しており、これらの知識・経験を当社の経営に発揮してもらうべく社外取締役として選任しております。

社外監査役八田誠司は、永年にわたり金融機関に在籍し、その経営や金融に関する経験を生かし、客観的な立場から経営に対し適切な助言をいただくことにより一層のコーポレート・ガバナンスの強化が図れるものとして選任しております。

社外監査役飯田耕造は、金融機関においてシステム分野に携わっており幅広い見識を有しており、当社の経営意思決定の適正性・妥当性の観点から監査していただけるものとして選任しております。

なお、社外監査役八田誠司は当社株式を5,000株保有しております。この関係以外に当社と社外取締役及び社外監査役との間に、資本関係、または取引関係その他の利害関係はありません。

⑧ 役員報酬の内容等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	103,920	103,920	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	8,850	8,850	—	—	—	1
社外役員	3,150	3,150	—	—	—	2
計	115,920	115,920	—	—	—	8

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員はいないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して取締役は取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定することとしております。

- ⑨ 取締役の定数
当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑩ 取締役及び監査役の選任の決議要件
当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う旨を定款に定めております。
また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。
- ⑪ 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。
- ⑫ 社外役員との責任限定契約の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ、重大な過失がないときに限られます。
- ⑬ 取締役及び監査役の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款で定めております。
- ⑭ 中間配当
当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる旨、定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に可能とするためであります。
- ⑮ 株式の保有状況
該当事項はありません。
- ⑯ 自己株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	8,500	—	10,000	—
計	8,500	—	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）及び当連結会計年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）及び当事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人や各種団体が主催する研修会等へ積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	262,172	363,598
売掛金	308,189	371,173
商品	2,375	—
仕掛品	14,722	16,390
未収還付法人税等	5,625	—
繰延税金資産	38,226	53,267
その他	30,870	39,198
流動資産合計	662,183	843,628
固定資産		
有形固定資産		
建物	133,594	133,594
減価償却累計額	△24,900	△33,409
建物（純額）	108,693	100,184
工具、器具及び備品	48,202	49,721
減価償却累計額	△29,750	△34,734
工具、器具及び備品（純額）	18,451	14,986
有形固定資産合計	127,145	115,171
無形固定資産		
のれん	5,736	1,912
その他	4,769	13,283
無形固定資産合計	10,506	15,196
投資その他の資産		
保証金	106,054	104,176
繰延税金資産	54,883	49,640
その他	13,312	12,754
投資その他の資産合計	174,250	166,571
固定資産合計	311,901	296,939
資産合計	974,085	1,140,567

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	38,454	68,059
短期借入金	※ 90,004	※ 108,335
1年内返済予定の長期借入金	111,300	99,676
未払金	48,350	101,017
未払費用	90,051	95,070
未払法人税等	480	61,958
未払消費税等	58,530	50,001
賞与引当金	89,982	115,544
その他	42,669	47,334
流動負債合計	569,823	746,996
固定負債		
長期借入金	142,279	46,824
退職給付に係る負債	87,411	103,075
その他	54,759	20,739
固定負債合計	284,450	170,638
負債合計	854,273	917,635
純資産の部		
株主資本		
資本金	82,350	88,350
資本剰余金	6,350	12,350
利益剰余金	35,672	124,872
株主資本合計	124,372	225,572
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△4,560	△2,640
その他の包括利益累計額合計	△4,560	△2,640
純資産合計	119,811	222,932
負債純資産合計	974,085	1,140,567

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	483,137
売掛金	369,200
商品	1,470
仕掛品	7,487
その他	124,111
流動資産合計	985,408
固定資産	
有形固定資産	106,682
無形固定資産	12,548
投資その他の資産	164,413
固定資産合計	283,644
資産合計	1,269,052
負債の部	
流動負債	
買掛金	91,944
短期借入金	50,000
1年内返済予定の長期借入金	103,396
未払費用	199,539
未払法人税等	46,721
賞与引当金	55,050
その他	178,419
流動負債合計	725,071
固定負債	
長期借入金	74,367
退職給付に係る負債	116,659
その他	17,650
固定負債合計	208,677
負債合計	933,748

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	88,350
資本剰余金	12,350
利益剰余金	236,711
株主資本合計	337,411
その他の包括利益累計額	
退職給付に係る調整累計額	△2,107
その他の包括利益累計額合計	△2,107
純資産合計	335,304
負債純資産合計	1,269,052

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	2,543,697	2,940,392
売上原価	2,081,767	2,289,104
売上総利益	461,929	651,287
販売費及び一般管理費	※ 436,837	※ 501,055
営業利益	25,092	150,232
営業外収益		
受取利息	18	2
助成金収入	5,000	—
還付加算金	—	62
その他	59	7
営業外収益合計	5,078	72
営業外費用		
支払利息	5,543	4,107
支払保証料	329	684
その他	21	—
営業外費用合計	5,894	4,792
経常利益	24,275	145,512
税金等調整前当期純利益	24,275	145,512
法人税、住民税及び事業税	4,429	64,081
法人税等調整額	2,610	△10,836
法人税等合計	7,039	53,245
当期純利益	17,236	92,267
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	17,236	92,267

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
当期純利益	17,236	92,267
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△4,560	1,920
その他の包括利益合計	※ △4,560	※ 1,920
包括利益	12,675	94,187
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,675	94,187
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年6月30日)
売上高	2,527,968
売上原価	1,958,746
売上総利益	569,221
販売費及び一般管理費	372,818
営業利益	196,403
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	3,847
営業外収益合計	3,849
営業外費用	
支払利息	2,515
支払保証料	500
営業外費用合計	3,016
経常利益	197,236
特別利益	
訴訟和解金	3,500
特別利益合計	3,500
税金等調整前四半期純利益	200,736
法人税、住民税及び事業税	78,761
法人税等調整額	△8,278
法人税等合計	70,482
四半期純利益	130,254
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	130,254

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	130,254
その他の包括利益	
退職給付に係る調整額	533
その他の包括利益合計	533
四半期包括利益	130,787
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	130,787
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	82,350	6,350	21,276	109,976
当期変動額				
剰余金の配当			△2,840	△2,840
親会社株主に帰属する当期純利益			17,236	17,236
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				—
当期変動額合計	—	—	14,396	14,396
当期末残高	82,350	6,350	35,672	124,372

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	—	—	109,976
当期変動額			
剰余金の配当			△2,840
親会社株主に帰属する当期純利益			17,236
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△4,560	△4,560	△4,560
当期変動額合計	△4,560	△4,560	9,835
当期末残高	△4,560	△4,560	119,811

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	82,350	6,350	35,672	124,372
当期変動額				
新株の発行	6,000	6,000		12,000
剰余金の配当			△3,067	△3,067
親会社株主に帰属する当期純利益			92,267	92,267
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				—
当期変動額合計	6,000	6,000	89,200	101,200
当期末残高	88,350	12,350	124,872	225,572

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4,560	△4,560	119,811
当期変動額			
新株の発行			12,000
剰余金の配当			△3,067
親会社株主に帰属する当期純利益			92,267
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,920	1,920	1,920
当期変動額合計	1,920	1,920	103,120
当期末残高	△2,640	△2,640	222,932

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	24,275	145,512
減価償却費	19,066	17,014
保証金償却	1,780	1,780
のれん償却額	3,824	3,824
賞与引当金の増減額 (△は減少)	11,228	25,561
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	9,886	18,622
受取利息	△18	△2
支払利息	5,543	4,107
売上債権の増減額 (△は増加)	△50,525	△62,983
たな卸資産の増減額 (△は増加)	25,628	708
仕入債務の増減額 (△は減少)	△20,843	29,605
その他の資産の増減額 (△は増加)	△10,924	△9,751
その他の負債の増減額 (△は減少)	16,333	30,022
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,023	△7,445
小計	45,280	196,577
利息の受取額	18	2
利息の支払額	△5,500	△3,817
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△25,679	3,022
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,119	195,784
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,162	△2,166
無形固定資産の取得による支出	△2,310	△12,473
その他	△19	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,492	△14,542
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	90,004	18,331
長期借入れによる収入	80,000	—
長期借入金の返済による支出	△109,648	△107,079
株式の発行による収入	—	12,000
配当金の支払額	△2,840	△3,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,516	△79,815
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	65,142	101,426
現金及び現金同等物の期首残高	197,029	262,172
現金及び現金同等物の期末残高	※ 262,172	※ 363,598

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

アスリーブレインズ株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ たな卸資産

(イ) 商品

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～24年

工具、器具及び備品 3～20年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主要な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当連結会計年度は貸倒の実績及び個別に回収不能と見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において損失の発生が現実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。ただし、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分については成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては、検収基準によっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

アスリーブレインズ株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～24年

工具、器具及び備品 3～20年

- ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主要な償却年数は次のとおりであります。
商標権 10年
ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当連結会計年度は貸倒の実績及び個別に回収不能と見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金を計上していません。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。ただし、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上していません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分については成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては、検収基準によっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	50,000	50,000
差引額	50,000	50,000

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	113,050千円	115,920千円
給料及び手当	110,275	130,628
賞与引当金繰入額	10,975	15,745
退職給付費用	2,715	4,353

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△6,995千円	1,559千円
組替調整額	—	1,399
税効果調整前	△6,995	2,958
税効果額	2,434	△1,037
退職給付に係る調整額	△4,560	1,920
その他の包括利益合計	△4,560	1,920

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	11,360	—	—	11,360

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 定時株主総会	普通株式	2,840	250	平成27年9月30日	平成27年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月20日 定時株主総会	普通株式	3,067	利益剰余金	270	平成28年9月30日	平成28年12月21日

当連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式(注)	11,360	150	—	11,510

(注) 普通株式の増加株式数150株は第三者割当増資による新株発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月20日 定時株主総会	普通株式	3,067	270	平成28年9月30日	平成28年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月20日 定時株主総会	普通株式	18,416	利益剰余金	1,600	平成29年9月30日	平成29年12月21日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	262,172千円	363,598千円
現金及び現金同等物	262,172	363,598

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入にて調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は、1年以内であります。

借入金は、主に設備資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	262,172	262,172	—
(2) 売掛金	308,189	308,189	—
資産計	570,361	570,361	—
(1) 買掛金	38,454	38,454	—
(2) 短期借入金	90,004	90,004	—
(3) 未払金	48,350	48,350	—
(4) 未払法人税等	480	480	—
(5) 未払消費税等	58,530	58,530	—
(6) 長期借入金(※)	253,579	253,579	—
負債計	489,398	489,398	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価については、短期借入金及び長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
保証金	106,054

これらについては、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	262,172	—	—	—
売掛金	308,189	—	—	—
合計	570,361	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	90,004	—	—	—	—	—
長期借入金(※)	111,300	95,455	40,084	6,740	—	—
合計	201,304	95,455	40,084	6,740	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入にて調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は、1年以内であります。

借入金は、主に設備資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	363,598	363,598	—
(2) 売掛金	371,173	371,173	—
資産計	734,771	734,771	—
(1) 買掛金	68,059	68,059	—
(2) 短期借入金	108,335	108,335	—
(3) 未払金	101,017	101,017	—
(4) 未払法人税等	61,958	61,958	—
(5) 未払消費税等	50,001	50,001	—
(6) 長期借入金 (※)	146,500	146,500	—
負債計	535,871	535,871	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価については、短期借入金及び長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
保証金	104,176

これらについては、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	363,598	—	—	—
売掛金	371,173	—	—	—
合計	734,771	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	108,335	—	—	—	—	—
長期借入金(※)	99,676	40,084	6,740	—	—	—
合計	208,011	40,084	6,740	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。これらの給付額は、退職金規程に基づき算定しております。

なお、連結子会社は、退職給付制度は設けておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)
退職給付債務の期首残高	70,529千円
勤務費用	16,973
利息費用	324
数理計算上の差異の発生額	6,995
退職給付の支払額	△7,411
退職給付債務の期末残高	87,411

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	87,411千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	87,411
退職給付に係る負債	87,411
連結貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	87,411

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)
勤務費用	16,973千円
利息費用	324
数理計算上の差異の費用処理額	—
確定給付制度に係る退職給付費用	17,298

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)
過去勤務費用	—千円
数理計算上の差異	△6,995
合計	△6,995

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
未認識過去勤務費用	－千円
未認識数理計算上の差異	△6,995
合計	△6,995

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
割引率	0.0%
予想昇給率	1.6

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。これらの給付額は、退職金規程に基づき算定しております。

なお、連結子会社は、退職給付制度は設けておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
退職給付債務の期首残高	87,411千円
勤務費用	21,922
利息費用	92
数理計算上の差異の発生額	△1,559
退職給付の支払額	△4,792
退職給付債務の期末残高	103,075

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	103,075千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,075
退職給付に係る負債	103,075
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,075

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
勤務費用	21,922千円
利息費用	92
数理計算上の差異の費用処理額	1,399
確定給付制度に係る退職給付費用	23,414

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
過去勤務費用	－千円
数理計算上の差異	2,958
合計	2,958

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
未認識過去勤務費用	－千円
未認識数理計算上の差異	△4,036
合計	△4,036

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
割引率	0.0%
予想昇給率	1.6

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社従業員 7名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 13,500株	普通株式 5,500株	普通株式 24,000株
付与日	平成18年4月15日	平成20年8月22日	平成20年8月22日
権利確定条件	付与日(平成18年4月15日)以降、権利確定日(平成20年4月15日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年8月22日)以降、権利確定日(平成22年8月23日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年8月22日)以降、権利確定日(平成22年8月23日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成20年4月15日 至 平成28年4月14日	自 平成22年8月23日 至 平成30年8月21日	自 平成22年8月23日 至 平成30年8月21日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 9名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 7,500株	普通株式 10,000株
付与日	平成24年12月21日	平成24年12月21日
権利確定条件	付与日(平成24年12月21日)以降、権利確定日(平成26年12月22日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成24年12月21日)以降、権利確定日(平成26年12月22日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成26年12月22日 至 平成34年12月20日	自 平成26年12月22日 至 平成34年12月20日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	13,500	5,500	24,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	13,500	—	—
未行使残	—	5,500	24,000

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	7,500	10,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	7,500	10,000

(注) 平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	600	600
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	600
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となった当社の株式の評価方法は、調整現在価値 (APV) 法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | —千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 7名	当社取締役 3名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 5,500株	普通株式 24,000株	普通株式 7,500株
付与日	平成20年8月22日	平成20年8月22日	平成24年12月21日
権利確定条件	付与日（平成20年8月22日）以降、権利確定日（平成22年8月23日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成20年8月22日）以降、権利確定日（平成22年8月23日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成24年12月21日）以降、権利確定日（平成26年12月22日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成22年8月23日 至 平成30年8月21日	自 平成22年8月23日 至 平成30年8月21日	自 平成26年12月22日 至 平成34年12月20日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 4名	当社従業員 6名	当社取締役 5名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 10,000株	普通株式 6,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成24年12月21日	平成28年12月21日	平成29年5月22日
権利確定条件	付与日（平成24年12月21日）以降、権利確定日（平成26年12月22日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成28年12月21日）以降、権利確定日（平成30年12月21日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成29年5月22日）以降、権利確定日（平成31年5月22日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成26年12月22日 至 平成34年12月20日	自 平成30年12月21日 至 平成38年12月19日	自 平成31年5月22日 至 平成39年5月18日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 4,000株
付与日	平成29年5月22日
権利確定条件	付与日(平成29年5月22日)以降、権利確定日(平成31年5月22日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成31年5月22日 至 平成39年5月18日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	5,500	24,000	7,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	5,500	24,000	7,500

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	6,000	26,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	6,000	26,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	10,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	10,000	—	—

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	4,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	4,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	600	600
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	600	800
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	800
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となった当社の株式の評価方法は、調整現在価値 (APV) 法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	10,600千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	31,313千円
未払費用	4,622
未払事業所税	1,536
退職給付に係る負債	30,419
フリーレント家賃	24,464
その他	2,883
繰延税金資産小計	95,239
評価性引当額	△1,598
繰延税金資産合計	93,641
繰延税金負債	
未収事業税	531
繰延税金負債合計	531
繰延税金資産資産の純額	93,110

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	38,226千円
固定資産－繰延税金資産	54,883千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割	3.2
繰越欠損金の充当	△7.7
評価性引当額の増減	△2.8
税額控除	△2.1
税率変更による影響額	5.9
軽減税率適用による影響額	△3.9
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成28年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から34.8%になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額は、1,459千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

当連結会計年度（平成29年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	40,131千円
未払費用	5,953
未払事業所税	1,667
未払事業税	5,515
退職給付に係る負債	35,664
フリーレント家賃	13,976
その他	2,204
繰延税金資産小計	105,112
評価性引当額	△2,204
繰延税金資産合計	102,908

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	53,267千円
固定資産－繰延税金資産	49,640千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
住民税均等割	1.1
繰越欠損金の充当	△0.5
評価性引当額の増減	0.4
軽減税率適用による影響額	△0.5
その他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

当社グループでは、不動産賃貸借契約等に関する保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃貸建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社グループでは、不動産賃貸借契約等に関する保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃貸建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービス内容
システムインテグレーション事業	業務システムの提案、設計、構築、運用業務
教育サービス事業	I Tに関する研修業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高は、市場実勢価格に基づいております。

なお、当社では、事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	システムインテグレーション事業	教育サービス事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	2,341,816	201,880	2,543,697
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	15,910	15,910
計	2,341,816	217,790	2,559,607
セグメント利益	405,104	72,734	477,839
その他の項目			
減価償却費	10,523	312	10,836

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	2,559,607
調整額(セグメント間取引消去)	△15,910
連結財務諸表の売上高	2,543,697

(単位：千円)

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	477,839
調整額(セグメント間取引消去)	△15,910
販売費及び一般管理費	△436,837
連結財務諸表の営業利益	25,092

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	10,836	8,230	19,066

※減価償却費の調整額は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
システムインテグレーション事業	業務システムの提案、設計、構築、運用業務
教育サービス事業	I Tに関する研修業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高は、市場実勢価格に基づいております。

なお、当社では、事業セグメントへの資産の配分は行っておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	システムインテグレーション事業	教育サービス事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	2,709,279	231,112	2,940,392
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	6,900	6,900
計	2,709,279	238,012	2,947,292
セグメント利益	581,250	76,936	658,187
その他の項目			
減価償却費	9,191	300	9,492

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	当連結会計年度
報告セグメント計	2,947,292
調整額（セグメント間取引消去）	△6,900
連結財務諸表の売上高	2,940,392

(単位：千円)

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	658,187
調整額 (セグメント間取引消去)	△6,900
販売費及び一般管理費	△501,055
連結財務諸表の営業利益	150,232

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	9,492	7,522	17,014

※減価償却費の調整額は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	システムインテグレーション事業	教育サービス事業	合計
当期償却額	—	3,824	3,824
当期末残高	—	5,736	5,736

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	システムインテグレーション事業	教育サービス事業	合計
当期償却額	—	3,824	3,824
当期末残高	—	1,912	1,912

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	長田光博	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接14.08 間接33.45	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注)	343,583	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長 長田光博より債務保証をうけております。
なお、この債務保証に関する保証料の支払いはありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	長田光博	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接13.90 間接33.01	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注)	254,835	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長 長田光博より債務保証をうけております。
なお、この債務保証に関する保証料の支払いはありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

	当連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	105.46円
1株当たり当期純利益金額	15.17円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	17,236
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	17,236
普通株式の期中平均株式数(株)	1,136,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の 数470個)。 なお、新株予約権の概要は、 「第5 経理の状況1 連結財務 諸表等 注記事項(ストックオプ ション等関係)」に記載のとおり であります。

当連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

	当連結会計年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	193.68円
1株当たり当期純利益金額	80.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	92,267
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	92,267
普通株式の期中平均株式数(株)	1,141,054
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなか った潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の 数830個)。 なお、新株予約権の概要は、 「第5 経理の状況1 連結財務 諸表等 注記事項(ストックオプ ション等関係)」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年7月31日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,800株
今回の株式分割により増加する株式数	1,168,200株
株式分割後の発行済株式総数	1,180,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,720,000株

(3) 分割の効力発生日

効力発生日 平成30年8月1日

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成30年8月1日に、以下のとおり調整いたしました。

取締役会決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成20年8月22日	60,000円	600円
平成24年12月21日	60,000円	600円
平成28年12月20日	60,000円	600円
平成29年5月19日	80,000円	800円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(6) 単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年8月1日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

- (2) 定款変更の内容
(下線は変更箇所を示します)

現行	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>472</u> 万株とする。

- (3) 定款変更の日程
効力発生日 平成30年8月1日

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)	
当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	50,000
差引額	50,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)	
減価償却費	12,322千円
のれんの償却額	1,912

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年12月20日 定時株主総会	普通株式	18,416	1,600	平成29年9月30日	平成29年12月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	システムインテグレーション事業	教育サービス事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	2,347,368	180,599	2,527,968
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	10,500	10,500
計	2,347,368	191,099	2,538,468
セグメント利益	495,803	83,918	579,721

2. 報告セグメント合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	金額
報告セグメント計	2,538,468
調整額（セグメント間取引消去）	△10,500
四半期連結損益計算書の売上高	2,527,968

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	579,721
調整額（セグメント間取引消去）	△10,500
販売費及び一般管理費	△372,818
四半期連結損益計算書の営業利益	196,403

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	113.16円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	130,254
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	130,254
普通株式の期中平均株式数(株)	1,151,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年7月31日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,800株
今回の株式分割により増加する株式数	1,168,200株
株式分割後の発行済株式総数	1,180,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,720,000株

(3) 分割の効力発生日

効力発生日 平成30年8月1日

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成30年8月1日に、以下のとおり調整いたしました。

取締役会決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成20年8月22日	60,000円	600円
平成24年12月21日	60,000円	600円
平成28年12月20日	60,000円	600円
平成29年5月19日	80,000円	800円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(6) 単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年8月1日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現行	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>472</u> 万株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成30年8月1日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	90,004	108,335	0.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	111,300	99,676	1.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	142,279	46,824	1.6	平成30年～32年
合計	343,583	254,835	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	40,084	6,740	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項は、連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の注記を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	246,084	339,792
売掛金	302,847	360,184
商品	2,375	—
仕掛品	13,538	16,390
前払費用	29,980	38,513
関係会社短期貸付金	2,004	3,355
未収還付法人税等	5,625	—
繰延税金資産	36,713	53,090
その他	683	434
流動資産合計	639,853	811,760
固定資産		
有形固定資産		
建物	133,594	133,594
減価償却累計額	△24,900	△33,409
建物（純額）	108,693	100,184
工具、器具及び備品	48,202	49,721
減価償却累計額	△29,750	△34,734
工具、器具及び備品（純額）	18,451	14,986
有形固定資産合計	127,145	115,171
無形固定資産		
ソフトウェア	4,094	12,704
商標権	674	579
無形固定資産合計	4,769	13,283
投資その他の資産		
関係会社株式	21,800	21,800
関係会社長期貸付金	2,819	3,636
保証金	106,054	104,176
長期前払費用	13,312	12,754
繰延税金資産	52,449	48,244
投資その他の資産合計	196,434	190,611
固定資産合計	328,349	319,066
資産合計	968,203	1,130,827

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,359	69,665
短期借入金	※ 90,004	※ 108,335
1年内返済予定の長期借入金	111,300	99,676
未払金	48,350	100,118
未払費用	87,439	91,783
未払法人税等	300	61,044
未払消費税等	56,423	46,875
前受金	29,600	34,251
預り金	12,855	12,484
賞与引当金	89,411	114,962
流動負債合計	566,044	739,196
固定負債		
長期借入金	142,279	46,824
退職給付引当金	80,416	99,038
その他	54,759	20,739
固定負債合計	277,455	166,601
負債合計	843,500	905,798
純資産の部		
株主資本		
資本金	82,350	88,350
資本剰余金		
資本準備金	6,350	12,350
資本剰余金合計	6,350	12,350
利益剰余金		
利益準備金	524	830
その他利益剰余金		
別途積立金	8,500	8,500
繰越利益剰余金	26,979	114,998
利益剰余金合計	36,003	124,328
株主資本合計	124,703	225,028
純資産合計	124,703	225,028
負債純資産合計	968,203	1,130,827

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	2,506,042	2,887,703
売上原価	2,045,388	2,247,817
売上総利益	460,653	639,886
販売費及び一般管理費	※2 440,552	※2 494,107
営業利益	20,101	145,778
営業外収益		
受取利息	131	131
経営指導料	※1 1,200	※1 1,200
助成金収入	5,000	—
その他	59	70
営業外収益合計	6,391	1,401
営業外費用		
支払利息	5,543	4,107
支払保証料	329	684
その他	21	—
営業外費用合計	5,894	4,792
経常利益	20,597	142,387
税引前当期純利益	20,597	142,387
法人税、住民税及び事業税	4,249	63,167
法人税等調整額	4,123	△12,172
法人税等合計	8,373	50,995
当期純利益	12,224	91,392

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	1,442,213	74.8	1,615,496	73.9
II 経費		485,785	25.2	570,337	26.1
当期総製造費用		1,927,998	100.0	2,185,834	100.0
期首仕掛品たな卸高		37,864		13,538	
合計		1,965,863		2,199,372	
期末仕掛品たな卸高		13,538		16,390	
当期製品製造原価		1,952,324		2,182,982	
I 期首商品たな卸高		7,110		2,375	
II 当期商品仕入高		88,328		62,458	
合計		95,439		64,834	
III 期末商品たな卸高		2,375		—	
当期商品原価		93,063		64,834	
当期売上原価		2,045,388		2,247,817	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

※経費の主な内訳は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
外注費 (千円)	284,743	359,074

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	82,350	6,350	6,350	240	8,500	17,878	26,618	115,318	115,318
当期変動額									
剰余金の配当			—	284		△3,124	△2,840	△2,840	△2,840
当期純利益			—			12,224	12,224	12,224	12,224
当期変動額合計	—	—	—	284	—	9,100	9,384	9,384	9,384
当期末残高	82,350	6,350	6,350	524	8,500	26,979	36,003	124,703	124,703

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	82,350	6,350	6,350	524	8,500	26,979	36,003	124,703	124,703
当期変動額									
新株の発行	6,000	6,000	6,000				—	12,000	12,000
剰余金の配当			—	306		△3,373	△3,067	△3,067	△3,067
当期純利益			—			91,392	91,392	91,392	91,392
当期変動額合計	6,000	6,000	6,000	306	—	88,018	88,325	100,325	100,325
当期末残高	88,350	12,350	12,350	830	8,500	114,998	124,328	225,028	225,028

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分) 3年～5年(社内における利用可能期間)

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度は貸倒の実績及び個別に回収不能と見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。ただし、当事業年度は翌事業年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分については、成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準によっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 3年～5年（社内における利用可能期間）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度は貸倒の実績及び個別に回収不能と見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。ただし、当事業年度は翌事業年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分については、成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては検収基準によっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	50,000	50,000
差引額	50,000	50,000

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
経営指導料	1,200千円	1,200千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	112,950千円	115,920千円
給料及び手当	107,521	127,796
減価償却費	8,230	7,522
賞与引当金繰入額	10,732	15,506
退職給付費用	2,715	4,353
おおよその割合		
販売費	19.7%	21.0%
一般管理費	80.3%	79.0%

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年9月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は21,800千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価を記載しておりません。

当事業年度（平成29年9月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は21,800千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	31,115千円
未払費用	4,593
未払事業所税	1,536
退職給付引当金	27,984
フリーレント家賃	24,464
その他	1,598
繰延税金資産小計	91,291
評価性引当金	△1,598
繰延税金資産合計	89,693
繰延税金負債	
未収事業税	531
繰延税金負債合計	531
繰延税金資産資産の純額	89,162

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割	2.9
評価性引当金の増加	3.1
税率変更による影響額	7.0
軽減税率適用による影響額	△4.6
税額控除	△2.4
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成28年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から34.8%になります。なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額は、1,434千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

当事業年度(平成29年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	40,006千円
未払費用	5,935
未払事業所税	1,667
未払事業税	5,481
退職給付引当金	34,267
フリーレント家賃	13,976
その他	2,204
繰延税金資産小計	103,539
評価性引当額	△2,204
繰延税金資産合計	101,334

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年7月31日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	11,800株
今回の株式分割により増加する株式数	1,168,200株
株式分割後の発行済株式総数	1,180,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,720,000株

(3) 分割の効力発生日

効力発生日 平成30年8月1日

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成30年8月1日に、以下のとおり調整いたしました。

取締役会決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成20年8月22日	60,000円	600円
平成24年12月21日	60,000円	600円
平成28年12月20日	60,000円	600円
平成29年5月19日	80,000円	800円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	109.77円	195.50円
1株当たり当期純利益金額	10.76円	80.09円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	—

(6) 単元株制度の採用

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年8月1日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現行	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>472</u> 万株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成30年8月1日

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	133,594	—	—	133,594	33,409	8,508	100,184
工具、器具及び備品	48,202	2,005	487	49,721	34,734	5,471	14,986
有形固定資産計	181,796	2,005	487	183,315	68,143	13,979	115,171
無形固定資産							
ソフトウェア	7,150	11,549	145	18,554	5,850	2,939	12,704
商標権	952	—	—	952	373	95	579
無形固定資産計	8,102	11,549	145	19,507	6,223	3,034	13,283
長期前払費用	13,312	5,430	5,988	12,754	—	—	12,754

(注) 1. ソフトウェアの当期増加は、主に勤怠システム6,600千円の導入によるものです。

2. 長期前払費用は費用の期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	89,411	114,962	89,411	—	114,962

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.di-system.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年7月15日	長田 光博	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社NAM代表取締役長田 光博	東京都世田谷区深沢八丁目3番4号	特別利害関係者等(当社代表取締役社長所有会社、大株主上位10名)	3,800	72,956,200 (19,199) (注) 4	所有者の事情による
平成28年7月15日	長田 明子	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者、大株主上位10名)	株式会社NAM代表取締役長田 光博	東京都世田谷区深沢八丁目3番4号	特別利害関係者等(当社代表取締役社長所有会社、大株主上位10名)	400	7,679,600 (19,199) (注) 4	所有者の事情による
平成28年7月15日	石井 亜沙子	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の子、大株主上位10名)	株式会社NAM代表取締役長田 光博	東京都世田谷区深沢八丁目3番4号	特別利害関係者等(当社代表取締役社長所有会社、大株主上位10名)	400	7,679,600 (19,199) (注) 4	所有者の事情による
平成28年7月15日	仲 麻衣子	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の子、大株主上位10名)	株式会社NAM代表取締役長田 光博	東京都世田谷区深沢八丁目3番4号	特別利害関係者等(当社代表取締役社長所有会社、大株主上位10名)	400	7,679,600 (19,199) (注) 4	所有者の事情による
平成30年7月11日	-	-	-	富田 健太郎	東京都小平市	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10名)	70	4,200,000 (60,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成30年7月11日	-	-	-	関亦 在明	東京都立川市	特別利害関係者等(当社常務取締役、大株主上位10名)	70	4,200,000 (60,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成30年7月11日	-	-	-	吉本 史朗	兵庫県西宮市	特別利害関係者等(当社取締役)	100	6,000,000 (60,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成30年7月11日	-	-	-	宮崎 洋	神奈川県相模原市中央区	特別利害関係者等(当社取締役)	40	2,400,000 (60,000) (注) 5	新株予約権の権利行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所 (以下「同取引所」という。) が定める有価証券上場規程施行規則 (以下「同施行規則」という。) 第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日 (平成27年10月1日) から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡 (上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。) を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)」に記載することとされています。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。又、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、税法上の株価算定を参考として、決定した価格であります。

5. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

6. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格単価は株式分割前の移動株数及び価格単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年5月31日	平成28年12月21日	平成29年5月22日
種類	普通株式	第8回新株予約権 (ストックオプション)	第9回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	150株 (注) 6	普通株式 60株 (注) 7	普通株式 260株 (注) 8
発行価格	80,000円 (注) 4、6	60,000円 (注) 4、7	80,000円 (注) 4、8
資本組入額	40,000円 (注) 6	30,000円 (注) 7	40,000円 (注) 8
発行価額の総額	12,000,000円	3,600,000円	20,800,000円
資本組入額の総額	6,000,000円	1,800,000円	10,400,000円
発行方法	第三者割当	平成28年12月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年5月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権③
発行年月日	平成29年5月22日
種類	第10回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 40株 (注) 9
発行価格	80,000円 (注) 4、9
資本組入額	40,000円 (注) 9
発行価額の総額	3,200,000円
資本組入額の総額	1,600,000円
発行方法	平成29年5月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとされております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年9月30日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、調整現在価値（APV）法により算定された価格を参考に決定した価格であります。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	60,000円（注）7	80,000円（注）8
行使請求期間	平成30年12月21日から 平成38年12月19日まで	平成31年5月22日から 平成39年5月18日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権③
行使時の払込金額	80,000円（注）9
行使請求期間	平成31年5月22日から 平成39年5月18日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

6. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
7. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は6,000株、「発行価格」は600円、「資本組入額」は300円、「行使時の払込金額」は600円にそれぞれ調整されております。
8. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は26,000株、「発行価格」は800円、「資本組入額」は400円、「行使時の払込金額」は800円にそれぞれ調整されております。
9. 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は4,000株、「発行価格」は800円、「資本組入額」は400円、「行使時の払込金額」は800円にそれぞれ調整されております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
松本 光博	神奈川県川崎市宮前区	公認会計士	150	12,000,000 (80,000)	当社の顧問税理士

(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

平成28年12月20日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権①の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
石橋 辰也	埼玉県さいたま市緑区	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
藤村 壮	千葉県船橋市	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
安藤 武史	大阪府大阪市西淀川区	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
島本 佳幸	神奈川県川崎市中原区	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
森兼 愛介	大阪府羽曳野市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
青鹿 育郎	埼玉県加須市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員

(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

平成29年5月19日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権②の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
長田 光博	東京都世田谷区	会社役員	100	8,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10名)
富田 健太郎	東京都小平市	会社役員	50	4,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役、大株主上位10名)
関亦 在明	東京都立川市	会社役員	50	4,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役、大株主上位10名)
吉本 史朗	兵庫県西宮市	会社役員	20	1,600,000 (80,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
宮崎 洋	神奈川県相模原市中央区	会社役員	20	1,600,000 (80,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉原 孝行	埼玉県川越市	会社役員	20	1,600,000 (80,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役、大株主上位10名)

(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

平成29年5月19日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権③の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大塚 豊	埼玉県所沢市	会社員	15	1,200,000 (80,000)	当社の従業員
長崎 健二	東京都足立区	会社員	15	1,200,000 (80,000)	当社の従業員
杉田 誠一郎	東京都荒川区	会社員	10	800,000 (80,000)	当社の従業員

(注) 平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社NAM (注) 1、4	東京都世田谷区深沢八丁目3番4号	500,000	40.54
長田 光博 (注) 2、4	東京都世田谷区	170,000 (10,000)	13.78 (0.81)
吉原 孝行 (注) 3、4	埼玉県川越市	82,000 (2,000)	6.65 (0.16)
ディ・アイ・システム社員持株会 (注) 4	東京都中野区中野四丁目10番1号	73,000	5.92
石井 亜沙子 (注) 4、5	東京都世田谷区	60,000	4.86
仲 麻衣子 (注) 4、5	東京都世田谷区	60,000	4.86
富田 健太郎 (注) 4、8、9	東京都小平市	50,600 (8,000)	4.10 (0.65)
関亦 在明 (注) 4、8、9	東京都立川市	50,600 (8,000)	4.10 (0.65)
長田 明子 (注) 4、6	東京都世田谷区	42,500	3.45
大塚 豊 (注) 4、7	埼玉県所沢市	27,500 (1,500)	2.23 (0.12)
吉本 史朗 (注) 8	兵庫県西宮市	27,000 (4,300)	2.19 (0.35)
松本 光博	神奈川県川崎市宮前区	15,000	1.22
宮崎 洋 (注) 8	神奈川県相模原市中央区	14,300 (3,700)	1.16 (0.30)
山田 薫	東京都世田谷区	7,500	0.61
長田 淳志 (注) 7	東京都練馬区	7,500	0.61
杉田 誠一郎 (注) 7	東京都荒川区	7,500 (3,000)	0.61 (0.24)
渡部 俊夫 (注) 7	神奈川県茅ヶ崎市	6,500 (2,000)	0.53 (0.16)
長崎 健二 (注) 7	東京都足立区	6,000 (1,500)	0.49 (0.12)
長田 周二 (注) 5	大阪府寝屋川市	5,000	0.41
八田 誠司 (注) 3	埼玉県白岡市	5,000	0.41
沼上 昌樹	静岡県駿東郡長泉町	3,000	0.24
山田 樹	東京都世田谷区	2,500	0.20
安藤 武史 (注) 7	大阪府大阪市西淀川区	2,500 (2,000)	0.20 (0.16)
石橋 辰也 (注) 7	埼玉県さいたま市緑区	2,000 (2,000)	0.16 (0.16)
青鹿 育郎 (注) 7	埼玉県加須市	1,500 (1,500)	0.12 (0.12)
藤村 壮 (注) 7	千葉県船橋市	1,500 (1,500)	0.12 (0.12)
森兼 愛介 (注) 7	大阪府羽曳野市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
島本 佳幸 (注) 7、9	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
林 幸洋 (注) 7	神奈川県横浜市鶴見区	500	0.04
大迫 隆志 (注) 7	大阪府茨木市	500 (500)	0.04 (0.04)
計	—	1,233,500 (53,500)	100.00 (4.34)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
4. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
5. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)
6. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の配偶者)
7. 当社の従業員
8. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
9. 特別利害関係者等 (関係会社の役員)
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
11. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成30年9月13日

株式会社ディ・アイ・システム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 俊哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディ・アイ・システムの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システム及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年9月13日

株式会社ディ・アイ・システム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディ・アイ・システムの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システム及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年9月13日

株式会社ディ・アイ・システム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 俊哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディ・アイ・システムの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システム及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成30年9月13日

株式会社ディ・アイ・システム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 俊哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディ・アイ・システムの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システムの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年9月13日

株式会社ディ・アイ・システム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 俊哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディ・アイ・システムの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システムの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

